



第十二編

県厚生連 信用共済会 県共連

置賜の提唱で厚生連発足
病院収入に運営を賭ける
農協医療事業に多くの矛盾
むずかしい医師の待遇
遠藤会長病院手離しを決意
米沢・宮内と売買交渉成立
農協の医療事業に終止符

* 県と共に農業信用共済会設立
組合の健全強化に貢献
山形県共済農協連設立まで
オ一年度で金字塔を打ち樹てる
組合共済獲得闘争の歴史
農業共済との抗争続く
安孫子知事裁定書を出す

イネの杭かけもすんで

秋の夕映えが美しい

(カメラ・宮崎 泰昌氏)

山形県厚生農協連発足

置賜から連合会設立を提唱

信連をはじめ、販売、購買等事業連合会の設立構想が終わると、各郡の農協組合長会議で考えたのが、県一円の厚生文化事業連合会を設立することであった。

解体した県農業会は農政部厚生課を設けて、農村の生活、文化の改善、向上のために講演、講習会、演劇、巡回映画班等を持ち、病院を経営し、日本農業新聞、家の光の事業を取扱つていたが、戦後の農村には特に医療施設が払底していた。県農業会が経営していた病院は三ヶ所—米沢市大町の「置賜病院」、東置賜郡宮内町の「宮内病院」と西置賜郡小国町の「小国病院」で、県南の置賜地方に偏在しており、県下全部に呼びかけて、県一円の連合会を組織するには無理であったが、置賜地区の三病院を他の地区に農協病院を新設の跳躍台にするとの標識をかげて、まず病院所在の東南置賜農業協同組合長会議が厚生農業協同組合連合会設立の口火を切ったのである。

昭和二十三年六月九日に赤湯温泉で会合した東南置賜の農協組合長は県一円の厚生連組織を申し合わせ、設立世話人代表に島津一郎（東置賜郡屋代村）、江口太郎（同郡犬川村）、遠藤栄吉（同郡宮内町）、大橋庚（南置賜郡玉庭村）の四組合長をきめ

て、早速、他郡の組合長会に働きかけ、七月五日の才一回設立発起人会開催となつた。

厚生連の事業は直営病院、診療所の設置、優秀な医療資材の供給と農村の巡回診療等、医療事業に主眼をおき、「家の光」の取扱は差支えないが「日本農業新聞」は占領軍の了解を得ることが困難であるとの理由で、別な形で附づいさせることにきまり、「厚生連」よりは、「医療連」の名がぴったりする、病院中心の連合会の性格を持つて、山形県医療厚生連を設立することになつたのである。発起人は

発 起 人

加藤勝美（東田川郡広野村）、阿部小三郎（同郡齊村）、遠田善兵衛（同郡余目町）、小林徳一（同郡大和村）、柴田喜三郎（飽海郡本楯村）、山口弘（同郡南平田村）、細谷庄左工門（東村山郡金井村）、山口和吉（山形市）、黒田源橘（南村山郡柏倉門伝村）、枝松鉢藏（南村山郡金井村）、横尾健三郎（南村山郡本沢村）、小林運太郎（西置賜郡蚕桑村）、宮崎喜一郎（同郡小国町）、菅原忠一（同郡荒砥町）、池田忠之助（飽海郡松嶺町）、宮田留太郎（最上郡堀内村）、佐々木作蔵（同郡萩野村）、高山庄太郎（同郡稻舟村）、松田六左衛門（同郡戸沢村）、近藤守吉（北村山郡袖崎村）、鈴木藤左衛門（西村山郡柴橋村）、

長岡保作（同郡寒河江町）、佐藤権治（東村山郡天童町）、原田弁次郎

（同郡長崎町）遠藤清海（米沢市）、大橋庚（南置賜郡玉庭村）、大津

二郎（同郡南原村）、相田助左工門（同郡塙井村）、石田幸作（東置賜

郡高畠町）、島津一郎（同郡屋代村）、江口太郎（同郡大川村）、高橋久

兵衛（同郡小松町）、遠藤栄吉（同郡宮内町）

の諸氏をあげ、才二回設立発起人会を同月十日、山形市三嶋通り、県開拓寮で開き、七月二十六日には県農業会々議室に設立準備総会を開き、島津発起人代表らの手で会の骨格を次のように決定した。

一、名 称 山形県厚生農業協同組合連合会

二、地 区 山形県一円

三、事 務 所 山形市七日町字東前六一〇ノ三に主たる事務所を置く

四、出資一口の金額 二、〇〇〇円（全額一時払込み）

五、事 業 ①農村医療に関する施設の経営ならびに保健指導 ②農

村生活および文化の改善に関する施設の経営、指導 ③附帯する事業

六、施 設 置賜病院（診療科目内、外、耳鼻咽喉、婦人、眼科、建坪一、

建坪一七八〇坪、敷地九八九坪、病床数一〇四、月平均外来患者者三、五〇〇名）

職員 医師八名、看護婦一六名等計三三名

宮内病院（診療科目内、外、耳鼻咽喉、婦人、眼科、建坪一、

二七坪、敷地二、五〇〇坪、病床数八三、月平均外来患者三、〇〇〇名）

職員 医師七名、看護婦一四名等計三三名

小国病院（診療科目内、外科、建坪一二九坪、敷地三四一坪、

病床数一二一、月平均外来患者九〇〇名）

職員 医師三名、看護婦五名等計一六名
天童町、温泉胃腸病療養所（占領軍により接收中）

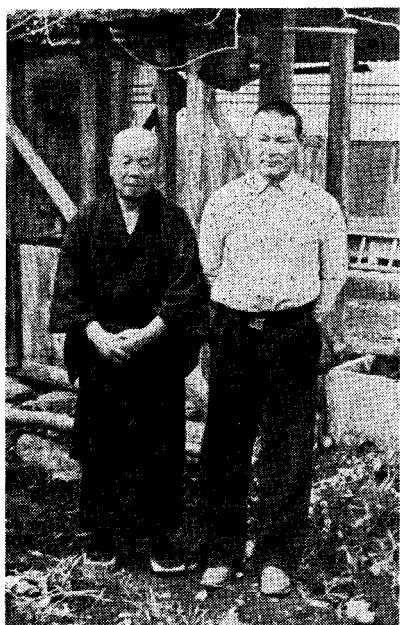
七、定款作成委員会（池田忠之助、佐藤晃司（東田川郡山添村）、宮田留

太郎、横尾健三郎、原田弁次郎、長岡保作、小林久之助、宮崎喜一

郎、遠藤栄吉、島津一郎、大橋庚の十一氏）

次いで、七月三十一日には東置賜郡赤湯町御殿守旅館で定款作成委員会を開き、横尾健三郎氏ほか十名の委員が出席して、定款案をきめ、その結果を山形軍政部に示したが、なかなか軍政部の了解が得られず、設立がのがになつていていたが、八月十日になつて漸く厚生連設立が認められ、八月十二日創立総会を開催、八月二十日に永江農林大臣から設立認可をうけ、九月

戦後の農村文化の向上を厚生連事業の中に求めた常務横尾氏も僅か八ヶ月で退陣した（最初の厚生連常務理事横尾健三郎氏（右）と歌人の結城哀草果氏（本沢の自宅で）



役員の移動

二十二日、設立登記を完了して、山形県厚生農業協同組合連合会が山形市七日町東前の県農業会館内に発足した。会長に遠藤清海氏、常務理事に横尾健三郎氏を互選し、業務課長遠山寛、置賜病院長渡部綱男、同病院事務長須貝達之助、宮内病院長高橋哲郎、同病院事務長小関武雄、小国病院長龜井中郎、同病院事務長伊藤誠一氏の人事を決定した。

その後、渡部置賜病院長は二十四年春、郷里の新潟県で個人病院を開業、退職し、二十四年六月三日、高橋宮内病院長が置賜病院長に転じ、宮内病院長には山形市至誠堂病院から大脇弥六氏が就任した。宮内病院事務長小関武雄氏が本所に転じ、その後任には米沢市農協理事我妻博氏が就任した。

須貝達之助置賜病院事務長が病死し、木村市太郎氏が就任、その後、県経済連東南置賜支所長加藤秀雄氏が木村氏に代つて置賜病院事務長となつた。

本所関係では三十年七月、本所を米沢市に移転するとともに
総務部長遠山寛、經理部長小関武雄、業務部長我妻博、總務課
長小野興市、經理課長大木伊勢男の新陣容となつた。

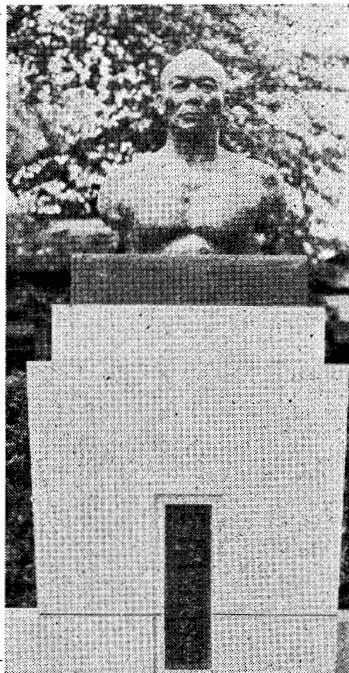
一代会長遠藤清海氏

□・若い時の苦労が築いた土性骨

昭和二十三年八月の発足から三十五年六月の解散認可まで十二年間県厚生連激動の歴史とともに一代会長で貫き通した遠藤清

| | | | 監 |
|-------------------------------|-----------------------------------|--|---------------------------------|
| | | 事 | |
| | 佐藤 権治 | 佐藤 (天童) | 佐藤 権治 |
| | 梁瀬 正義 | 梁瀬 (大曾根) | 梁瀬 正義 |
| | 寒河江 哲 | 寒河江 (豊里) | 寒河江 哲 |
| | 土田 三次郎 | 土田 三次郎 | 宮田留太郎 |
| | 佐藤 清三郎 | 佐藤 清三郎 | 宮田留太郎 |
| | 佐藤 出羽 | (出羽) | |
| 池田 理事、一 二、三・二 辞任 | 理事一、二、 三・二とす る。監事事 務とする。 | 理事九、七 稻事二理 事とし、監 事の議論で 解散してい る。 | 三三・六・三 改の選議 とにつが て、最後に |
| 佐藤 (真室川 見司) 様引 | 佐藤 (見司) 正義 | 哲士田 (豊里) | |
| 任〇事 ・二 一、五 六、九 辞任 | 監事事 務とす る。 | 監事事 務とす る。 | |

海氏は明治三十一年（一八九八年）十月十九日、米沢市外六郷西江股の生れ、終戦後、忽然として県南の一角から山形の農政界に頭角を現し、ダミ声の訥（とつ）弁を手拭で包み、どこへでも出掛けでよく全くの野人であった。



遠藤清海氏の胸像
(昭和三十四年夏、米沢市相生町の自宅
に旧厚生連職員らの手で立派な胸像が建てられた。氏の眞面目
をそのままに出すには裸体に限るときめたのは製作者の良心で
ある)

大正二年、六郷高等小学校を卒業して間もなく家業の農事と家畜仲買商に従事したが、恵まれた健康と、明敏な頭、それに持ち前の仁侠とが、氏をいつの間にか一方の雄に押し上げてしまつた。寒夜に、はくタビもなく自分の小便で凍傷寸前の足指を温めた仲買商時代の伝説めいた苦労話も遠い昔のことと、掛引きのうまさ、揉め事に打つおとしまえの妙は氏の独壇場で、昭和二十二年四月、米沢市議に当選、九月、市農地委員長、

市食調委員、二十三年三月、米沢市農業協同組合が出来ると組合長、その年八月には県厚生連会長と開運のコースが始まった。氏は「ドド」とあるいは「ドドさま」で通る。市議会でも公けの席でも「ドド」と呼ぶと、氏は「オイ」と答えて喜ぶ。
【註】「ドド」とはくどくど、ぶつぶつと物を云うさまとか、口や転じた「トト」がなまつたものではあるまいか。「トト」になり、おやじ、じい、じじ、老翁の意味で、遠藤氏敬愛に通用する。

□：米沢市の市議会議長に

その後の氏は財は出来る、県農業会議副会長、米沢市議等十
余の公的肩書が重なり集つて昭和三十年四月には米沢市議会議
長にまでせり上がつていた。

厚生連会長として強引な病院施設の拡充は毀譽褒貶相半ばす
るものがあるが、市議としては断然敏腕を振り、置賜地区射撃
場、米沢保健所、小、中学校、米沢警察署、市立伝染病院等土
地、建設問題に見せた氏の手腕は全市民から感謝されだし、松
川振組合議長として西吾妻鉱毒防止事業を完成して、置賜一万
余ヘクタールの水田を鉱毒から解放して「ドド」の声価を一段
と高め、三十四年十一月三日には米沢市の文化勲章ともいいうべき功績章を市から贈られている。

米沢の功績章は氏で二十六人目の栄誉であるが、それにもま
して氏を感激させたのは三十四年六月十四日に除幕式をやつて
もらった氏の胸像のことである。

三十三年四月、手塩にかけて育て上げ、県下有数の大施設に

した置賜病院を米沢市に譲渡した際、高橋院長をはじめとする病院の全職員が感謝の気持ちで胸像を贈って餞けとした。桜井祐一氏作の珍しい裸像で、台座と共に約百万円の贈りもの、米沢市相生町の自宅庭に完成した自像を見上げた氏はほんとうに泣いていたほどの感激であった。

□：農政に伝家の宝刀ふるう

この胸像に刻みこまれた碑文には「性果斷剛毅にして奔放不羈、野人礼に習はず、貴賤清濁を併せのんで独往、請はれて市会議長となるも恬淡、榮職声望に随つて無欲、ある時は權威者の如く、またある時は伝法肌の如し、奔流する政策は怒濤のすさまじに似て、しかも正こう得ざるはなく、産業を興し、教育をあげて文化を刷新し、なかんずく農政に伝家の宝刀を揮つて無人の境をゆく。——」

とあつたが、三十三年には市会議長を退き、厚生連会長を去つた氏が、今後どんな形で、どこに動き出うことか、氏の機動性と事業欲は決して農協事業のワク内では満足しまいというのが氏を見る評である。

病院収入に賭けた会の運営

県厚生農業協同組合連合会は事業区域を県一円として、出資

総額四十八万六千円（一口二千円、二四三口）で経営の主力を医療事業におき、会の興廃を病院があげる収入如何に賭けたのである。

昭和二十三年の創立当時から三十三年春までの約十年間の病

院の業績を見ると、次の数字のようを目ざましく、

| 末日には | 病床数 | 患者数 | 利用料 | | 職員数 |
|---------|-----|---------|----------|-----|-----|
| | | | 床 | 人 | |
| 昭和23.9月 | 199 | 49,540 | 807.5 | 86 | 93 |
| 24.4 | 163 | 139,114 | 2,345.0 | 93 | 119 |
| 25.4 | 213 | 207,741 | 2,953.6 | 125 | 153 |
| 26.4 | 206 | 183,016 | 3,771.0 | 201 | 260 |
| 27.4 | 269 | 237,679 | 5,550.5 | 251 | 260 |
| 28.4 | 345 | 353,729 | 8,462.2 | 260 | 260 |
| 29.4 | 439 | 316,831 | 12,304.6 | 260 | 260 |
| 30.4 | 457 | 357,704 | 13,360.0 | 251 | 260 |
| 31.4 | 458 | 366,434 | 13,960.6 | 260 | 260 |
| 32.4 | 448 | 368,896 | 13,651.3 | 260 | 260 |

| | 延人員 | 金額 |
|-----------------|---------|-------------|
| （入院 至三十三年四月） | 142,473 | 68,829,583 |
| 外来 | 236,423 | 41,047,865 |
| 給食 | 130,917 | 24,528,749 |
| 計 | 509,813 | 134,406,197 |

と、職員数が二百五十九名、この員数は各連合会最多のものであり、病院を利用した患者数が五十万九千人、利用料一億三千

四百四十万円、厚生連が僅か十年間に驚異的な数字を出現した。二十三年八月、県農業会から譲り受けた当時、置賜、宮内、小国三病院のベット数が一九九、患者数も年間四万九千人、利用料も八百七万円という微々たるもので、職員も八十六名にすぎなかつたものが、五年後の二十八年四月には既に患者数で五倍、利用料で実に十倍にのし上げてしまつたのである。

二十六年八月二十二日、厚生大臣

から置賜、宮内両病院が公的医療機関に指定されたの

に統いて、同年九月、県医療機関整備審議会は置賜病院を県南地域の「中央病院」に指定し、県当局が目論むこの地方のモデル総合病院に想定したのであつた。

二十七年十二月



置賜病院の前景

の宮内病院結核病棟、二十八年七月の置賜病院結核病棟、二十四年六月の宮内病院の北部町村伝染病院新築に次いで、二十九年六月には置賜病院に米沢市ほか八ヶ村伝染病院組合の病棟が新築されたほか、看護婦養成施設として二十九年四月には置賜病院に「高等看護学院」を、また宮内病院には「准看護学院」を開校する等、厚生連の医療事業は年毎に業績を更新して行つたのである。

小国病院、新庄館、家の光を手離す

三病院の業績を上昇し、三病院を跳躍台として他地域進出をねらつた厚生連は、会が行う事業で医療事業にプラスするものであればいざ知らず、いやしくも足手まといになり、赤字を出し病院収入を注ぎこむのは惜し気なく片つ端から放棄した。

会の設立当時、非常に意氣こんで開始した「厚生連の家庭薬」取扱いは病院の責任処方をキヤッチフレーズに会員単協に配置したが、県購買連との話し合いで取扱いを中止した、また文化事業も「家の光」普及のために催されるものの他はすべてを尻しばみとする等置賜、宮内の二病院経営の一点に焦点を絞つた後の厚生連は、この置賜、宮内両病院以外の施設、事業をすべて不用なものとして売却、手離して、二病院の拡充費と会経営に用立てたのである。

すなわち、小国病院を昭和二十六年三月三十日に二百八十万円で小国郷一町三ヶ村国民健康保険直営診療施設組合（代表者、小国町長後藤三郎氏）に売却したのをはじめ、終戦

直後に占領軍から接收されたままで県農業会から譲りうけて厚生連の所有となつた天童温泉旧新庄館が昭和二十八年一月二十日に接収解除となると、前の持主、阿部金蔵氏の話しがいれて三月十一日に二百万円で売却した。

次いで三十一年十月一日には家の光事業取扱いの一切を二百万円で中央会に譲渡し、専従職員二名を中央会に移した。その反面、両病院の業績を上げるために病院施設補強を急ぎ昭和二十七年十二月二十二日竣工の宮内病院結核病棟（工事費五百十萬円、電気、給、排水工事費九十五万円）、二十八年十月六日着工の置賜病院結核病棟（工事費七百七十二万円、附帯工事費百五十七万六千百円）、置賜病院併設の伝染病院（工事費七百八十四万円、附帯工事費三百二十二万円）、二十九年二月十五日着工の米沢高等看護学院（工事費五百十九万円、敷地八十四万円）、同年十月九日着工の置賜病院暖房、給湯、給水設備工事（工事費九百四十万円）、宮内病院婦人科診療病棟工事（工事費三百十五万円、電気工事費三十六万円）、宮内病院准看護婦養成所と看護婦宿舎工事（四百万円）、十一月十日の宮内病院産婦人科、看護婦養成所暖房、給排水工事（二百二十万円）、三十一年十月の宮内病院ボイラーワーク（七百九万一千四十一円）と、次々に巨額な費用を投じた。そのほか置賜病院のX線装置二百三十九万円をはじめ、新時代の医療設備、器具を頻々と取り換え、取り換え購入した。

また他地域への進出として、最上郡古口村々長今井紋藏氏との交渉で昭和二十六年十一月四日に同村診療所を厚生連経営に

変えて開設、小国病院長であった亀井中郎氏らを常置して、隣接町村まで巡回診療をやり、村民から非常に歓迎されたが、約一ヶ年間で百万円の赤字を出し、二十八年二月二十八日限りで閉鎖してしまった。それより前の二十四年十月に東村山郡藏増村から割田分校の利用方法を相談され、藏増診療所を開設し二十五年四月に宮内病院から山口慶太郎医師を送った。その後山口医師が病死したが、この診療所が現在の天童市立病院である。

米沢市立町にあつた済生会米沢診療所の経営引きうけや、南置賜郡玉庭診療所開設もそのころ医療施設を県内一円に拡げる工作は徐々にながら実現して行った。

これと前後して地元単協と設立を計画して協議を進めたものに庄内地方では余目、吹浦。最上の新庄、真室川。村山地域で尾花沢、白岩、天童、山形。置賜では津川、北小国には小国病院から一週三回医師、看護婦を派遣し一時医師を常置したが開設寸前で沙汰やみとなつた。

山形では国立山形病院の移譲問題がある。国立病院とは旧陸軍病院で、終戦後、全国九十九ヶ所の陸軍病院を厚生省管轄の国立病院に編入したが、元の師団司令部所在の二十四ヶ所と、国立結核療養所に転用する十五ヶ所をのぞいて、残り六十ヶ所の国立病院を都道府県または大学病院等に移すことを昭和二十七年一月二十九日の閣議で決定した。

もとの山形陸軍病院（衛戍病院）もその一つで、敷地四、五九

七坪、建坪一、三〇九坪、病床数一九五で約五百二十万円の赤字だが売価、わずかに一千五万円、しかも三年さえ置き、十五年賦払いという支払い条件で、厚生連は譲受けの名乗りを上げたが、山形病院経営は置賜、宮内両病院の力を殺ぐとの理由で、役員会の意見がまとまらず、県が買収してしまい、これが現在の県立山形病院である。

真室川病院建設は昭和二十七年二月、松沢雄藏（現、代議士）町長、小松政吉町議会議長当時のことで、厚生連側と再三協議会を開き、厚生連と合作の町立病院建設を計画したが、両者の意見が衝突して、これまた中絶の形のままとなつたがその後、同町には国保病院が実現した。

小国町長に債権仮差押え命令

小国病院の売却代金は二十六年六月末日に全額が厚生連に入ることはなかったが、後藤小国町長は支払いの延期を重ね、同年十月二十二日になって内金として百九十九万四千六百九十一円二十二銭と延滞損害金を入れただけで、残金八十三万一千三百八円八十銭は再び口実を設けて支払いを延ばし十二月二十七日に、支払期日を翌年の二十七年三月二十五日とした約束手形を振り出したが、その日になって、遂に空手形となつたので憤慨した遠藤会長は四月十一日、山形地方裁判所に国保組合（代表者後藤三郎氏）を相手どり、八十三万一千三百八円八十銭の売買代金請求訴訟を提出するとともに、県から小国病院を経営する小国郷一町三ヶ村国民健康保険直営診療施設組合に支払われ

ることになつていた補助金百五十万円を差押えてしまう「債権仮差押命令」を申請した。

厚生連から出した仮差押え申請は二十七年四月十二日に山形地方裁判所で差押えの決定を与えたので、小国から町長代理が県に出向いて百五十万円を受取る前に、県出納室で厚生連の手で完全に差押られてしまつたのであった。

県社会保険課が厚生連、小国町の仲裁に入つて、厚生連が県補助金差押えを解除すれば社会保険課が補助金を本庁払いを受け取り、まず八十三万円を厚生連に手渡し、残金を小国に配分する案を厚生連、小国町ともに承諾、五月九日になつて厚生連は仮差押えを解除したが、それからさらに十日間もごたごたがつづき五月十九日になつて漸く解決して、八十三万円の小国病院売却代の残金が厚生連に入金になつたのであった。

医療事業に多くの矛盾

自己資金調達は夢の話

県厚生連が旧農業会経営の病院を譲り受けた資産代金は合計一千九百二十四万八千円で、中金から一千八百六十九万円を借りうけたのであるが、連合会発足の直前、昭和二十三年七月に新医療法が施行され、同年十月にはアメリカ社会保障制度調査団が勧告を行う等、厚生連病院にも新しい病院管理方式が強硬に押し進められた。

こんな中で新医療法の規格に程遠い病院を借金して譲りうけ、経営し出た厚生連はその設備資金の導入には最初から極めて困難な状態に落ちこんだ。それに加えて諸物価の高騰、給与ベ一スの上昇等悪条件は重なり、会の運営が益々困難となつて來た。

県南地域だけが利用している厚生連の病院施設改善、拡充に県一円から会員の増出资を求めるることは期待出来ず、驚異的に上昇した病院収入もせいぜい譲受け資金の返済に回るのが手一ぱいで、やむを得ず新しい借金と、不用施設を手離した代金で、次々と両病院の固定資産を増加して行つた。

経営の危機を克服するため会長をはじめとした役職員の努力は並々ならぬもので、施設整備補助金のかく得、農林漁業資金、厚生年金還元融資金の導入のほか、固定資産税、登録税の免除運動等、各方面に日夜、たゆまない努力を続けたが、設備、拡充費の中で補助金をかく得出来たのは置賜、宮内両病院の結核病棟建設の国庫補助金だけで、農協が經營する病院に限つて、自治体、国保病院とちがつて補助金が得られないばかりか、外からの低利、長期の融資の途もふさがれ、旧県農業会からの讓渡資産、農林漁業金融公庫の設備資金は中金から、また固定設備資金と、毎月の人物費三百五十万円と四百万円は県信連から借り続けた。人物費等は病院収入で返済出来たが、設備拡充費の借入金が次々と増加し、昭和三十三年四月一日には総額一億一千三百六十四万五千十四円というぼう大なものとなつてしまつた。その内訳は

中 金

二、三〇六万円

農林漁業金融公庫

一、三四八万五、〇一四円

そ の 他

一〇〇万円

厚生連は昭和二十六年に再建整備組合の適用をうけ、増資奨励金百二十八万六千百三十八円を交付され、しばしば行われた農林省検査でも、増資を要求されたが、県南に偏在して会員の一部だけが利用する病院施設の厚生連に出資する会員を探すことは困難である一方、病院を利用出来る地元組合の出資は既に限界に到達していたのであるから、山形の厚生連に関する限り、農林省が要求する増資達成と、自己資本の増加はほとんど夢物語りで、あらゆる機会をとらえて行つた増資懇請運動も徒労に終り、ふくれあがる固定資産九千百二十七万円に対して会員の数は県下組合の五〇%にすぎない一四一組合、出資金一千二百八十万円という僅少なものであったからいよいよ農林省の求めるところと反対の方に向に走つていたものである。

診療報酬は昭和二十八年以来、一点単価十一円五十銭にすえおきのままであるのに、二百六十名の職員中、わずか二十名前後の医師に支払う給料が全人物費の四〇%を占め、その上、大学から派遣される医師の給料は年毎に増額され、借入金の金利は総収入の〇・八七%、約一千万円を占め、毎月八十万円以上の利子支払いが必要となつて來た。

昭和二十六年頃から金利は収入の一%に近くなり、人物費は三七%と四七%、材料費二〇%と二五%という実状で、昭和三十二年に東京の千坂能率研究所から厚生連の経営分析の結果と

して一切の支出を総収入の八七%で押えるべきことを示され、厚生連の危機到来を警告されたものであった。

その対策として採用したのが昭和三十年五月一日実施の本部集中経理、次に同年七月二日には定款を改正して本所を山形市から米沢市に移し、事務所を置賜病院の一部において、経費の節約と、現業の把握につとめ、起死回生策を図ったのだが、既にその当時、病院の譲渡、つまり厚生連最後のものを投げ出す動きが見えたのであった。

厚生連年度別收支

(単位千円)

| | 収 | 入 | 支 | 出 | 差 | 引 |
|---------|---------|---|---------|-----|-------|---|
| 昭和二十三年度 | 八、二〇九 | | 八、一九五 | + | 一四 | |
| 二十四年度 | 二四、〇六四 | | 二四、〇五〇 | + | 一四 | |
| 二十五年度 | 三〇、〇六四 | | 三一、六九〇 | (+) | 一、六三六 | |
| 二十六年度 | 三八、八五二 | | 三八、一八〇 | + | 六七二 | |
| 二十七年度 | 五八、七七四 | | 五七、一七七 | + | 一、五九七 | |
| 二十八年度 | 八七、八〇五 | | 八七、五一四 | + | 二九一 | |
| 二十九年度 | 一二八、六九七 | | 一三二、四四七 | (+) | 三、七五〇 | |
| 三十年度 | 一三九、七〇八 | | 一三八、五五八 | + | 一、一五〇 | |
| 三十一年度 | 一四六、〇二五 | | 一四三、三四九 | + | 二、六七六 | |
| 三十二年度 | 一三七、九八五 | | 一四八、六四九 | (+) | 六六四 | |

“死中に活を求める”経営

むずかしい医師の待遇

昭和二十九年十月末で厚生連が持っていた固定資産は七千六万八千円に対し、払込済出資金は一千二十八万六千円で、自己資本不足額が六千八十一万九千円であった。

一方、これまで固定資産増加のために県信連から借りた、七ヶ年長期借入金だけで六千八百四十六万円を背負っていたが、医療設備改善拡充のために借入金はますます累増の傾向にあるばかりか、既に借りた負債は償還期に入っていた、毎年の借入金の支払い金利と分割償還金の増大が次第に経営を圧迫し、もし、これの返済となれば、病院維持の面に非常な無理が入り、根底から厚生連をゆすぶることになる等、病院収入の全部をあげて返済に投入しても到底追いつくことなどで、厚生連は重大危機に直面したのである。

病院経営のむずかしさ、農協の行う医療事業に対する政府施策の欠陥等、各県の厚生連が味わっている共通の悩みのほかに、山形県厚生連の場合は“死中に活を求めて”、病院施設の増設を続け、負債を重ねて行ったことも事実であった。

固定資産への二重投資、過剰投資の例として、二ヶ所の看護婦養成所を二つの病院に、しかも同時に開設したことである。これは戦後、どこの病院でも経験を積んだ看護婦払底の対策として、病院 자체が看護婦養成所を設けて、看護婦を得ることに

ナイチンゲールの前で戴帽式

(米沢高等看護学院教務主任)

長谷川きくえ女史)

会全体の運命を、病院収入、つまり医師の稼ぎに賭けた厚生連の重心は、収入を得る病院とそれを監理する病院長に移つて行つたことは当然としても会運営の本流であるはずの役員、本



高橋哲郎 置賜病院長

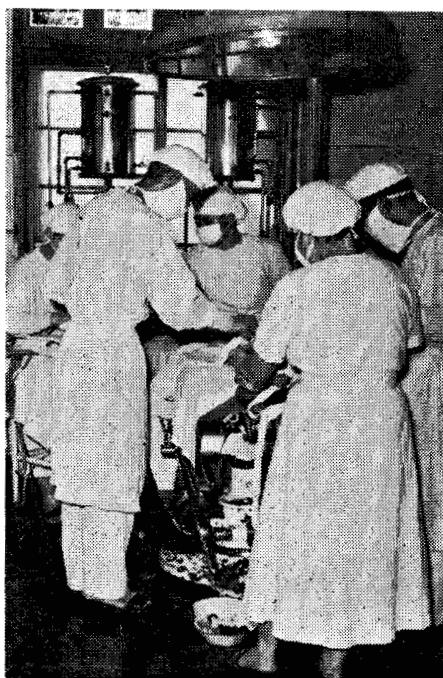


大脇弥六 宮内病院長



なつたものだが、置賜病院がまず、高等学校修了者を三ヶ年間養成する高等看護学院の計画を会長に相談すると、もう一つの病院、宮内病院からも准看護学院開設を持ちこんで来た。これに対しても遠藤会長はあっさり二ヶ所の養成所新設を承認してしまつたのである。

どちらか一ヶ所にするとか、一病院に高等、准の二教育施設を併設するのが、世の常識だろうが、二つだけの病院に二ヶ所の養成所を同時に認めた会長の裁定は世の常識を破つたのである。



☆ 置賜病院手術室 ☆

所職員等は病院取入を吸う寄生虫的存在にすれなかつた。

収入を得ぬのはまことに想へ、病院長の圓川十・一兼任・一投足は会長をひきずり、余が規制した手続き、諸規程に優先して、思う」とは必ず実現した。それでもなお会長はただ病院長に頼り、厚生連の起死回生を計つた。

——ばく大な借金を返済するためには病院の収入を上げてやる。

——収入を上げてやるためにには病院職の整理やら廻りに付き場所をやむこと改、増築しなければならぬ。

——固定資産を殖やすためには又も借金をやめねばならぬがない。

この毎線した問題解決にはやはり病院長の癡愚を尊重し、昭和二十八、二十九年度には次のように工事したが、調達額より未払額が同年度とも、ほとんど超過し、かくに資金調達の前に工事を着手してしまふ、事後承諾の形で、既成事實を以て役員会に詰り、県信連等に資金調達をねがつたのである。いへじて、二十八年度には六百七十六万九千円の未払額やむせん、流动資金窮屈に拍車をかけたのである。

施設拡充の経過

| 年度別 | 工事種目 | 調達額 | 支払消費額 | 未払額 | 差引増減 |
|------------|--------|-------------|--------|-------|-------|
| 28年度 | 伝染病棟建設 | 13,900 平 | 14,895 | — | △ 95 |
| | 結核病棟建設 | 12,900 | 12,369 | 292 | △ 239 |
| | 病院備費 | 3,780 | 3,360 | 1,251 | △ 831 |
| | 補修費 | 850 | 600 | — | — |
| 合 計 | | | | | |

| 調達資金内訳 | | | | | |
|---|----|----------|----------|---------|-------------|
| 県中農林漁業資金 | 連金 | 12,900千円 | 11,900千円 | 6,850千円 | 借入金31,650千円 |
| 農業補助金 | X | 米沢高等看護学院 | 米沢高等看護学院 | 3,550 | 3,650 |
| 農業補助金 | Y | 宮内病院 | 宮内病院 | 500 | 4,555 |
| 農業補助金 | Z | 常盤山起工金 | 常盤山起工金 | 6,600 | 1,576 |
| 農業補助金 | W | 建物費 | 建物費 | 2,200 | 2,200 |
| 農業補助金 | Y | 計 | 計 | 1,540 | — |
| 農業補助金 | Z | 計 | 計 | 260 | △ 1,540 |
| 農業補助金 | W | 計 | 計 | 6,769 | △ 2,602 |
| 自己調達分9,736千円 ② | | | | | |
| (1) + (2) = 41,386千円 | | | | | |
| 総費用47,532千円 - 調達金41,386千円 = 6,146千円 (不足額) | | | | | |

| 年度別 | 工事種目 | 調達額 | 支払消費額 | 未払額 | 差引増減 |
|------|-------------------|----------|----------|----------|----------|
| 29年度 | (置賜病院) 中西病棟改造成 | 2,190 | 2,190 | 0 | 0 |
| | 本館改造成 | 1,500 | 1,578 | △ 78 | 97 |
| | 工事設備工事 | 700 | 797 | △ 97 | 97 |
| | 医療器具 | 5,420 | 6,785 | △ 1,366 | 51 |
| | 看護婦宿舎 | 700 | 751 | △ 51 | 51 |
| | 工事機器 | 4,000 | 4,955 | △ 955 | 955 |
| | 医療器具 | 400 | 407 | △ 7 | 7 |
| | 厨房工事 | 2,300 | 2,323 | △ 23 | 23 |
| | 庫房・建物追加工事 | 2,300 | 2,323 | △ 23 | 23 |
| | 電話交換台設置 | 1,000 | 1,110 | △ 110 | 110 |
| | (宮内病院分) 看護婦寮施設 | 18,210 | 20,891 | △ 2,681 | △ 2,681 |
| | 人材機器 | 4,000 | 4,531 | △ 531 | 531 |
| | 診療機器 | 3,000 | 3,503 | △ 4,503 | 4,503 |
| | 器械器具 | 0 | 3,500 | △ 3,500 | 4 |
| | 機器 | 670 | 674 | △ 4 | 4 |
| | 器具 | 620 | 620 | 0 | 0 |
| | 計 | 8,290 | 16,828 | △ 8,538 | △ 8,538 |
| | | △ 26,500 | △ 37,724 | △ 11,224 | △ 11,224 |

農協の孤児となる

厚生連にとって、会経営の基礎となつた病院の医療収入を得るための病院の増、改築、そのための借金政策は経営のアンバランスを承知の上で、工事費調達に投入したのであったから、病院経営だけに精力を傾ける病院と、農協団体の立場から厚生連の運営を考える理事者との間に、ばく大な負債を前に意見が分かれてしまい、農協事業の面では厚生連は完全に「農協の孤児」となってしまった。

病院移譲を決意

遠藤会長、意中を明らかにす

経営のアンバランスを承知の上で病院経営維持に専念して、病院経営絶対に追いつめられた厚生連が十年間にわたった悪戦苦斗の末に体験したことは

- ① 新医療法の公布に従つて、近代施設に発展するためには資金計画の樹立が困難で、将来ともに資金かく得の見通しがつかない。
- ② 借金の重圧と診療報酬の据置きのために経営がいよいよ窮屈になつて來た。

- ③ 公的な医療機関（県立、市町村立等）が急速に発展したので、これらと競合してまで、赤字の農協病院を維持する必要がなくなつて來た。

(4) 診療報酬は農協病院と云えども特別奉仕することが出来ないから、農民が出資して経営して行く病院に意味がなくなつた。

等で、その上、米沢市、宮内町が新たに公的医療施設を持ちた意向であったことは、会運営に自信を失いかけた厚生連に、いよいよ置賜、宮内両病院を手離すことに踏み切らせた。

農協病院の性格なし

この問題は、昭和三十一年十月三十日の臨時総会で「本会運営に關する件」と題して、病院譲渡の意向をはじめて会員の前に表明した。その中で遠藤会長は、病院経営に会のすべてを投じて來た苦労の経過を述べて、厚生連が病院を譲渡する理由として次のように説明した。

(一) 病院の選択は患者の自由であり、一般市民が農協の厚生連病院で診療をうけられるが、農民は出資した厚生連病院だけを利用しなければならぬわけではない。

(二) 農家が自分の厚生連病院に支払う診療代は、一般市民が支払う料金と同一であつて、出資会員だからとの理由で、特別割引きも、他の恩典もない。

(三) 置賜、宮内病院とともに農家患者数よりも一般市民が多いことは、農民の資本によつた農民のための医療施設ではなく、何等資本を投じない一般市民のための施設と變つて來たもので、農家を含めた一般市民のために貢献する優秀な施設に転換して行くことが医療事業を行つて來たものとして当然の責務である。

(四) 厚生連は農林、厚生両省の二元行政に指導され、農林省が農協法のワク内で指示、監督するが、厚生省は医療法に則つて、優秀な医

療施設を要求し、会の運営面で矛盾を来たすことになる。

(五) 厚生連病院には他の機関、公立病院等が容易に得られる補助金または融資の途が与えられていない。

(六) 町村農協が連合会に出資することは、出資した連合会の事業、施設が単協、農民の利益となるためであるが、厚生連の病院は県南に偏在し、置賜以外の病院利用は皆無に等しい。

(七) 農民が全部利用することが出来ず、利用地域以外に利益することのない厚生連病院のために、置賜以外の単協が出資に応じないことは当然で、また病院利用組合の厚生連出資は既に限度に達しており、自己資本増加を増資で求ることは不可能である。

(八) このように、増資に希望を持たれないにもかかわらず、今後相次いで行われる病院施設の改善は必至であつて、固定資産の入手は出資金で賄うべきとの理屈は厚生連の場合空念仏であり、さらに借入に頼ることも既に限界に達している。

等のほか、厚生連が発足した当初は農民が出資した自らの医療施設として、大きな意義とともに農民にもそれを育成する非常な熱意と、自らの施設を持った誇りを持っていたが、今後さらに農民だけに出資の犠牲を求め、農民以外の一般市民に多く利用される病院を経営して行くことの実に無意味であることを強調し、

「もし、厚生連に対しても巨額の出資金を出す厚意があるとすれば、農民の生活に一層重要なつながりを持つ他の生産資金に投じられた。農協事業という既成の観念に無理矢理と意味づけて、厚生連の持続を図るよりは、利用者のためにする病院発展のためには何をすべきかを眞面目に考えるべきである」

と、病院の自治体移譲の決意を示し、出席会員の賛成を得たのであった。このようにして厚生連が病院譲渡の態度を明かにした一方、米沢市および宮内町では厚生連の動きに応えるように買収の動きをその当時から開始していたのである。

米沢・宮内と売買交渉成立

米沢市が市立病院を所有する希望を持ち、計画し出したのは既に戦争中のことであった。歴史の古い市で、市立病院を所有しないのは山形県内はもぢ論、全国広しと雖も、この米沢だけである。

ことに隣接十ヶ村を市域に合併し、人口十万を超える新市誕生後は市民の間からも強く市立病院の実現が叫ばれ、市理事者、市議会も昭和三十一年四月の国民健康保険実施を機会に市立病院建設を正面きつてとり上げ、市議会は三十一年九月、病院設置に関する全議員の意見書を吉池慶太郎市長に提出した。

吉池市長はこの意見書にもとづいて、市長の諮問機関である「米沢市総合計画審議会文化厚生部会」に市立病院設立に関する構想を諮問し、審議会は同年十二月、置賜病院を買収して米沢市立病院とする答申を出した。そこで市長はこの答申内容を十二月市議会に報告、議員十名を買収問題処理の専門委員に委嘱して、三十二年度からの市立病院発足を目標に厚生連との話し合いを進めるに至った。

また一方の宮内町は昭和十九年九月に県農業会との間に置賜

病院宮内分院設置を実現、二十二年十月には宮内病院新築のために隣接町村とともに四百三十九万三千円を県農業会に寄附し

て、大病院となる基そを築いた等、もともと宮内病院とは深い

つながりを持っていただけに、三十一年十二月二十日の十二月定例町議会に買収問題を提出、従来の宮内病院利用地域を考えて、赤湯町、和郷村をも加えた三町村共同で譲りうけることにつきめて、山口勘七町長、石黒義一議長らを代表にあげて、関係町村と厚生連とに對する交渉を開始したのである。

この頃から両病院譲渡問題はにわかに活発となり、三十一年

十二月十八日の米沢市総合計画審議会で置賜病院の買収価格を市長に答申、厚生連も両病院の価格評価に着手し、三十二年を迎えた。

米沢市、宮内町とも病院買収費は起債で賄うことにして、三月九日には江口大藏省地方資金課長補佐が来県して病院起債で話し合い、四月には買収価格決定の参考にするため米沢市立病院建設委員は宮城、岩手、青森、秋田県の病院を視察して、買収価格の最後の線をつかんだ、宮内町でも続いて五月に他県の病院を視察した。

厚生連は三十二年五月十八日開催の才九回通常総会で、病院譲渡の経過を報告、大体の譲渡価格を示して会員の諒解を得た。最初の予定では病院の譲渡妥結はこの年に終るものと見たのだが、市町側の起債かく得運動や、買収価格の下交渉等、地固めで一年を費やしてしまい、三十三年二月に入り、正式な価

格交渉が開始された。

。二月四日 オ一回病院譲渡価格交渉

。二月十二日 オ三回病院譲渡価格交渉

とくり返えしたが、米沢、宮内両者の買いうけ側の主張と、厚生連側の云う価格との間になかなか折り合いがつかず、しばしば遠藤会長は席を起って、交渉を中断した場面もあつた。しかし両者の間に安孫子県知事が調停に起ち、意見の調整を図った結果、二月十七日になって「病院売買予約証書」の交換にこぎつけることが出来た。

安孫子知事らが立会人となる

その時証書に記載された固定資産の価格は置賜病院六千七百五十五万円、宮内病院六千四百七十万円で、安孫子知事、智葉山形財務部長が立会人として証書に署名、市、町と厚生連との病院譲渡契約が成立した。

病院経営体は、置賜病院は米沢市で、宮内病院は三月三十一日に宮内、赤湯、和郷の三町村で「東置賜郡北部町村医療組合」(管理者、山口宮内町長)を新しく組織して、この組合で経営することにし、二月十七日交換の売買予約証書にもとづいて、四月一日付でそれぞれの売買契約が成立したのである。

契約書は次の通りで、その後、固定資産を評価した三十二年九月三十日以後の変動を計算に入れて、記載価格に変更を來たしこのほかに病院の医療器具、薬品、医療材料、給食材料等の

流動資産については米沢市と、宮内町がそれぞれ調査の上で処理された。

契約書

北部町村医療組合管理者宮内町長山口勘七（以下「甲」という。）（米沢市の場合は、米沢市長吉池慶太郎）と山形県厚生農業協同組合連合会長遠藤清海（以下「乙」という。）との間に宮内総合病院資産の売買について左記条項により契約を締結する。

記

オ一条 乙は、その所有する宮内総合病院（置賜病院）に属する別紙記載の固定資産（昭和三十二年九月三十日現在）を甲に譲渡し、甲はその対価として金六千四百七十万円也（米沢市の場合は六千七百五十万円）を乙に支払うものとする。

但し、前項以外の流動資産の処理については、速かに甲乙協議の上決定するものとする。

オ二条 前条の譲渡資産の対価の支払い方法及びその期日は、昭和十三年度、昭和三十三年度にわたり、それぞれ病院買収起債額の決定をうけた後直に甲乙協議の上定める。

オ三条 前条の支払の方法を決定する際に乙が宮内総合病院創立当時旧宮内町から条件付にて受納した寄附物件の評価額七百両円也の宮内町に対する返還方法及び期日等についても併せ決定するものとする。（米沢市の場合、この条なし）

オ四条 オ一条の譲渡資産の乙より甲に対する引渡時期は、昭和三十年三月三十一日とする。

オ五条 甲は、譲渡資産の対価支払いにあたり譲渡資産の引渡を受けた後である昭和三十三年四月一日から現実にその対価を支払う期日までの間、その支払額に甲乙協議の上定める率をもって計算した利子相当額を乙に支払うものとする。

オ六条 乙は、オ一条の譲渡資産の別紙記載の調書作成後譲渡資産の引渡の時までの異動を明確に記帳し、譲渡資産引渡の際甲に引継ぐものとする。但し、前項において昭和三十二年九月三十日現在と引渡時との間において増減の差を生じたものについては、別に甲乙協議の上決定する。

オ七条 乙は、甲に譲渡資産を引渡しするまでの間に乙がオ三者との貸借契約取引契約及び保険契約等に関するオ三者の承認を受くべき事項については、あらかじめ、その承認を完了しておくものとする。

オ八条 乙は、この契約締結後都合により譲渡資産の対価として甲より支払を受けれる権利を山形県信用農業協同組合連合会及び農林中央金庫に譲渡することができる。

オ九条 この契約書に規定する譲渡物件に瑕疵があつたため、甲が損害を受けたときは、甲の申入れにより乙はその賠償の責を負うものとする。

オ十条 譲渡資産に対する火災保険料は、譲渡資産引渡後は甲の負担とする。

オ十一条 乙は、譲渡資産引渡の時まで善良なる管理にあたるものとす。

オ十二条 本契約書の定めない事項については、その都度甲乙協議の上決定するものとする。

オ十三条 本契約の成立を証するため、本書式通を作成し、甲乙各持通を所持する。

昭和三十三年四月一日

北部町村医療組合

（米沢市の場合は、市長吉池慶太郎）

米沢市大町一、〇二五番地

乙 山形県厚生農業協同組合連合会

会長 理事 遠 藤 清 海

農協の医療事業に終止符

売買契約を結んだ米沢市および北部町村医療組合は新年度に入った昭和三十三年四月一日で病院経営を開始した。

その日早朝、二十年間、何十万人かの目になじませた“置賜病院”の標札は外され、それに代って新しい“米沢市立総合病院”的大標札がかけられ、午前十時には吉池市長、唐沢助役らの市理事者が出席して、置賜病院解散式、市職員になった病院職員に対する辞令交付式がどしどし進められた、宮内病院も同様で、同じ日、“公立宮内総合病院”と看板を替え、この日を以て厚生連の生死を賭けた医療事業に全く終止符が打たれたわけで、米沢市立病院には高橋哲郎病院長以下百四十名の旧置賜病院職員が、公立宮内病院には大脇弥六病院長をはじめとした旧宮内病院職員百十三名がそのまま採用されたほか、厚生連本所からは小関經理部長が米沢病院事務部長に、妻妻業務部長が宮内病院事務部長に採用される等、五月三十日の解散を待たず、厚生連は事実上、清算の段階に移つた。

遠藤会長袂別の辭

かくて、昭和三十三年六月三十日、山形市の県労働会館に厚生連最後の通常総会、才十回総会を開いた。そこで遠藤会長は

「本会はさきに家の光を譲渡し、今日また、病院を譲渡し、その結果として本会を解散して会員各位とともに歩んできた十年の農協事業に終止符を打つことになりました。

粒々辛苦、あらゆる障害に耐えて、今日を築きました私といたしましては断腸の念にかられるのであります。が農協事業に対する私共の良心は農民各位の利益を考えますとき、今回の措置は正しい方途でありますことを確信した次第であります。——

と、一言一句の間に十年の辛苦が新しく胸中を去来してか、さすが剛腹な会長の眼には涙が光り、会員は拍手をもって壇を降りる遠藤会長を送った。

解散決議した厚生連は病院譲渡代金を信連、中金その他から債務弁済、一千二百六十三万二千二百円の出資金、再建整備奨励金百二十八万六千三百八円返済等に充当、昭和三十五年五月二十一日付で農林省から解散認可の指令が届いたので九月十五日に米沢で清算総会を開いた。

かつて、産業組合当時、数多くの組合先達が置賜地区の一角に夢を生かし、農民自らの医療施設を手に入れてから二十年、農民が行う医療事業として、県農業会、厚生連を経て、発展を期待されながら、時代の変せんは農民の医療事業に組せず、自ら放棄することになったが、山形県厚生連と相前後して、他の府県厚生連にも病院事業放棄の動きが目立つて多くなり、東北六県ですら、病院を他に移譲したものに、青森、岩手、宮城の各厚生連が病院を他に移譲し、解散しており、現在（昭和三十五年四月）厚生連を持っているのは秋田、福島の二県にすぎない。

山形県農業信用共済会

役員の移動

昭和二十八年一月二十日に設立した山形県農業信用共済会は
① 会員に対する県信連の新しい融資金についての債務保証

① 会員に対する県信連の新しい融資金についての債務保証

② 利子補給

③ 天災地変または不意の災害共済

を行うものだが、どれも単協を対象としたものであった。共済会発足の端緒は県中央会が県農協指導協会の当時、昭和二十七年九月七日開催の才一回県農協大会で信用基金および共済制度確立について協議し、大会の決議として本県での事業開始を要望したからで、この要望にもとづいて農協大会実行委員は県に実現方を陳情した。これにもとづいて十一月十三日には「農業信用共済基金制度設立要綱と実施要領」をつくって全単協に通知、十二月一日、県農林部長から県指導協会、組合長会、各連合会に信用共済会の構想について意見を求めて来る等準備が進み、十二月十五日、県拠出分五百万円の予算が県議会で可決され、同月二十三日には県農林部長、農政課長、各連合会長、各組合長会長、指導協会等二十二名からの設立準備委員会を開き、翌、二十八年一月十二日の才二回設立準備委員会で、一月二十日に創立総会を開くことになったもので、事務所を県指導協会（後に中央会）内におき、二十八年二月二十五日事業を開始し、原田継雄氏が専従職員となつた。

によると

その内訳は単協（才一種基金）五、一、一四万九千円、連合会（才二種基金）二、五〇七万一千円、県（才三種基金）二、五〇〇万円で、農業協同組合整備特別措置法対象の組合に対する債務保証と利子補給に重点をおき、これに準じる会員に対し債務保証、利子補給を実施して、単協の経営改善に役立てるところに昭和三十五年度からは山形県農業協同組合連合会整備促進要綱にもとづく整備連合会である屋代郷農村工業、県畜産、県養の三連合会に対する債務保証ならびに利子補給を行つて、これららの連合会の再建整備の促進をはかるほか、県、農協全系統の協力で「要振興組合」の健全育成強化に努力した。

基金積立額　才一年度、会員二四八（単協二三四、連合会一三および県）、基金三千一万六千円（単協九八三万六千円、連合会五一八万円、県五百万円）で出発した共済会は才七年度（十三年四月一日～三十四年三月三十一日）末には会員数二四八（才一年度に較べて単協で三を増し、連合会で三減少）、基金積立額は一億百二十二万円に達した。

会で理事斎藤金治(泉)監事樋口又吉(鮎貝)氏補欠選任

| | | | | | | | |
|---|----|----|----|-------|----|------|----|
| 阿部 | 佳彦 | 阿部 | 佳彦 | 佐藤 | 武治 | 樋口 | 又吉 |
| (宮沢才二) | | | | (南小国) | | (鮎貝) | |
| 小林 | 徳一 | 小林 | 徳一 | 小林 | 徳一 | 剣持 | |
| (大和) | | | | | | | |
| 小野 | 悌 | 小野 | 悌 | 斎藤 | 忠徳 | 岡 | |
| (原出納長) | | | | (岩内藏) | 黒川 | 岡 | |
| 遠田理事、樋口監事辞任、三〇・五・三〇才三回通常総会で理事斎藤金治(原)監事樋口又吉(鮎貝)氏補欠選任 | | | | 斎藤 | 羽部 | 助七 | |
| | | | | 岩内 | 広瀬 | | |
| | | | | 藏 | | | |

| 年別 | 組合名 | 所在地 | 交共付済額金 | 災害内容 |
|-------|------|-----------|--------|------------------|
| 昭和十八年 | 亀岡農協 | 東置賜郡高畠町亀岡 | 五,000円 | 倉庫風害 |
| 二十九年 | 広瀬農協 | 東田川郡羽黒町後田 | 八,000 | 五月七日倉庫火災 |
| | 豊田農協 | 長井市時庭 | 五,000 | 五月九日倉庫屋根風害 |
| | 狩川農協 | 東田川郡立川町狩川 | 一五,000 | 七月火災 |
| | 鮭川農協 | 最上郡鮭川村佐渡 | 七,000 | 八月二十九日台風・事務所屋根破損 |
| | 西根農協 | 長井市川原沢 | 七,000 | 八月二十九日台風・事務所屋根破損 |
| 三十年 | 本郷農協 | 東田川郡朝日村本郷 | 一六,000 | 倉庫屋根破損 |
| 三十二年 | 中川農協 | 赤湯町元中山 | 一五,000 | のため倉庫倒かい・積雪 |
| 三十二年 | 岩野農協 | 村山市岩野 | 三〇,000 | 事務所・倉庫等焼失 |
| | | | 暴風再被害 | 一二月十三日 |

| 利子補給した債務 | 利子補給金 |
|--------------|----------------------------|
| 割合 | |
| 一六七、五〇八、三〇〇円 | 四、〇八一、七五八円 二分之一 二分五厘 |
| 保証金額 | |

| 件数 | 三十二年度末 | 三十三年度 | 三十三年度 | 三十四年度 |
|-------------|-------------|-------------|-------------|-------|
| 金額 | 内保証 | 内償還 | 未現 | 在 |
| 一元、八〇九、一〇〇円 | 三七、七〇〇、〇〇〇円 | 三〇、九七〇、一〇〇円 | 二六、五五〇、〇〇〇円 | 四四 |
| | 四四 | 四四 | 四四 | 四四 |

山形県共済農協連の設立

指導協会で共済事業に着手

| | | | |
|----------|---------------|-------|----------------|
| 中農協 | 東村山郡 山辺町大蔵 | 五、〇〇〇 | 十二月十三日 風雪被害 |
| 三十四年出羽農協 | 山形市塗山 | 三、〇〇〇 | 九月二七日 台風被害 |

| | | | |
|----------|-------|-------|----------------|
| 中川農協 | 山形市風間 | 八、〇〇〇 | 九月二十七日 台風被害 |
| 三十四年樺山農協 | 上山市高野 | 七、〇〇〇 | 九月二十七日 台風被害 |

山形県農業協同組合指導協会は昭和二十六年（一九五一年）八月二十二日に、県購買農協連合会々長大山不二太郎氏を会長にして設立し、九月末には、この年三月に山形市助役を退いた草刈政藏氏を参事に迎えて、活発な組合指導事業を開始したが、

二十八年八月一日には協会の中に全国共済農協連合会山形県事務所を設けて農協の共済事業に着手した。

これよりさき、昭和二十二年秋施行の農業協同組合法は才十一条才一項才八号で「農業上の災害またはその他の災害の共済に関する施設」と、共済事業を農協が行える事業としてはつきり加えて、明治の初めから半世紀以上にわたって、数多くの産業組合運動の先輩がその実現のために斗い続けて来た夢が漸く農協法によって実を結んだので、二十三年七月には早くも北海道共済農協連合会が発足し、わが国最初の協同組合の共済事業を実現させた。

続いて鹿児島県販売連が建物共済を取扱う等、各府県とも共済事業に対する関心が高まつて來たので、当時の全国指導農協

連合会は二十五年五月に農協共済事業の推進方策を検討した結果、同年十一月下旬東京で全国共済農協連合会の設立総会を開催した。

二十六年一月三十一日の全共連の設立認可に次いで、二月には神奈川、長野の両共済農協連が発足したので、全共連では同年四月から各府県共済事業の実施普及に乗り出した。

全共連山形事務所開設

黒川泰一（現在、全共連参事）、高橋新太郎の両氏が全共連から山形県に共済事業の実施を勧めに來たのがその当時で、県指導協会が発足して間もないころのことである。これが本県の共済事業へのつながりの才一步で、その後、指導協会では種々検討を重ね、昭和二十八年（一九五三年）八月十一日の役員会は指導協会に全国共済連山形県事務所を設けて、団体建物火災共済、役職員団体共済の二つを、さらに九月二日の役員会で生命

その当時指導協会でこの共済事業に専従したのは伊藤式郎、小野弘、吉田実氏らであったが、県信用農協連をはじめ各連合会は一致協力して新しく巣立つこの共済事業の発展にあらゆる

援助を与えた。ちょうど、その年九月六日、山形市才四小学校で開催した才二回農協大会は北村郡農協組合長会から「農業協同組合生命共済事業加入について」を協議題として提出、満場一致、次のように決議して、共済事業推進に県下全農協の総意を結集させることになった。

決議

農業の拡大、再生産に必要な多額の長期資金については、現農業協同組合の金融機関においてさえ、その資金源を確保することが容易でない現状であり、また、このままでは近い将来に資金難を解決することも多く期待し得ないのではないかと思われる。

ここにおいて我々農民は農民の手によって生命共済事業を通じて、自らの資金を蓄積し、生活の安定を図るとともに、拡大再生産に必要な長期資金造成を実現すべく、本県農民は必ず農協生命共済に加入すること。

このように大会の決議をもって、将来の発展を約束づけられた本県の共済事業は実に多幸なスタートを切つたものであった。

農協大会で全農家の共済事業加入が決議されたのを機会に、県指導協会では、この大会の直後、先進地、長野県の実態調査のため県内の単協代表十八名が長野県に出張し、その取扱いにもとづいて、二十八年十一月から庄内、置賜、最上、村山の各指導協会を動員した単協推進が始められた。開始に当つて指導推進協会

野良で共済の勧誘（上）と宣伝カー（左）、ポスター（右）



では、まず協力をねがう各連合会幹部協議会を開き、次に庄内、置賜、最上、村山各地区指導協会全職員の講習会を開いて、共済事業こそは指導協会が掲げた十六事業のうちでの最重要事業であることを徹底させる一方、各新聞社、放送局を動員、生命共済強調週間を設けて、十万枚のチラシ、ポスターを全県下に配布したほか、「生活のともしび」と題して作製したスライドにも放送劇団の吹きこみ録音を使用する等、指導協会の共済事業の準備は目ざましく、さらに徹底して全農協に浸透した。

金字塔を打ちてた共済事業

全国第三位 生命共済 農協法改正と共済連設立

県指導協会が共済事業を開始した昭和二十八年十一月から二十九年三月末までの才一年度生命共済目標は三億五千万円で、このために県指導協会は三十万円を借り入れて、背水の陣をしいたが活動を始めて一週間目に早くも一千万円突破の組合も現れる等、組合間の競争が激化した。二十九年一月には二億五千万円に達し、三十万円を信託に完済、二月十三日には目標を突破する三億五千五百八十三万円をかく得、さらに三月末には五億六千百七十九万円という天晴れな金字塔を打ち樹て、組合保険の才一年度に堂々、凱歌を奏したのである。山形県と前後して各府県とも、共済事業を開始し、目ざましい発展を見せたので、全国共済連では二十八年度の生命共済実績をまと

めて発表したが、二十九年三月三十一日現在で、山形県は先輩の長野、北海道に次いで全国才三位に食いこむ好成績をおさめて、一躍、山形の名が全国に喧伝された。(単位千円)

| 県名 | 件数 | 金額 |
|-----|--------|-----------|
| 長野 | 22,031 | 1,652,840 |
| 北海道 | 11,908 | 1,127,710 |
| 山形 | 6,749 | 561,790 |
| 新潟 | 4,979 | 391,457 |
| 潟川 | 2,727 | 242,810 |
| 秋田 | 2,331 | 214,310 |
| 神奈川 | 2,708 | 203,050 |
| 茨城 | 2,512 | 199,945 |
| 滋賀 | 2,336 | 182,440 |
| 鳥取 | 2,459 | 161,410 |
| 京都 | | |

(山形の才三位に対して、秋田、才六位、宮城、十四位、岩手十七位、福島二十九位という成績であった。)

全共連は二十八年度中の生命共済新契約一千万円以上の単協を表彰することになり、二十九年六月二十五日に東京の農林中央金庫講堂でその表彰式を行った。受賞組合は全国で百六十組合に達したが、山形県の被表彰組合は次の二十六組合で、全国共済連山形県事務所は二十八年度の成績抜群の理由で、特別表彰をうけ、飽海郡蕨岡村農業協同組合長は被表彰組合を代表して、好成績をあげた体験談を発表した。

被表彰組合(二十六組合)

小松町、新堀村、北平田村、高松村、大山町、蕨岡村、大塚村、南遊佐村、高畠町、遊佐町、屋代村、十六合村、西郷村、泉村、金山町、犬川村、寒河江町、豊川村、山添村、藤島町、東郷村、大和村、南金井村、橋岡町、広瀬村、中平田村、

山形県の組合共済事業が初年度から大きな成績をあげたのは、全共連山形県事務所に対する各連合会の援助と、全単協々力の結集したものであったが、その反面突如として保険業界に登場、たちまち業界を席捲した組合共済に反撥、競争する農業共済団体、生命保険会社からの挾撃は日を逐つて激しくなり各地とも苦闘を続け、才二年度以降の好成績保持を危ぶまれたが、二十九年六月十五日に、農業協同組合法の一部を改正する法律（才七回改正）が公布となつて、農協に対する新しく総合された指導組織である農協中央会の制度を確立するとともに、発展して来た農協の共済事業に必要な法的規制を講じたので、農協共済事業の社会的信用を一段と高めることになった、この法律実施を見越した全共連山形県事務所では独立した県共済農業協同組合連合会を設立することにふみ切り、改正農協法公布と同じ六月十五日には早くも設立認可をうける等、新しく連合会の組織で強力に才二年度を推進することになった。

山形県共済連の発足当時、全国で県共連を持っていた県は十三道府県であるが、二十九年六月二十四日の全共連役員改選で、発足して間もない大山県共連会長が理事に当選した。

地とも苦闘を続け、才二年度以降の好成績保持を危ぶまれたが、二十九年六月十五日に、農業協同組合法の一部を改正する法律（才七回改正）が公布となつて、農協に対する新しく総合された指導組織である農協中央会の制度を確立するとともに、発展して来た農協の共済事業に必要な法的規制を講じたので、農協共済事業の社会的信用を一段と高めることになった、この法律実施を見越した全共連山形県事務所では独立した県共済農業協同組合連合会を設立することにふみ切り、改正農協法公布と同じ六月十五日には早くも設立認可をうける等、新しく連合会の組織で強力に才二年度を推進することになった。

山形県共済連の発足当時、全国で県共連を持っていた県は十三道府県であるが、二十九年六月二十四日の全共連役員改選で、発足して間もない大山県共連会長が理事に当選した。

アーヴィング・ライフアイゼンの考えは、信用組合の資金は短期のものであるが、農業資金の需要は長期性なものだから、保険の恩恵を農民にも及ぼす生命保険事業を組合の中に取り入れて、長期資金源を確保するというもので、世界で農協に生命共済事業を取り入れた最初であった。

アメリカに発達した農民の火災保険相互組合をはじめ、ヨーロッパの各国にも多くの保険協同組合が設立されて発展した。わが国で、この種の保険に類似したものとしては徳川時代に「無常講」「念佛講」、明治に入つて「共済五百名社」「共済一銭社」をはじめとして無数の保険事業が各地に出来て、農民に歓迎されたが、明治三十三年に公布された「保険業法」は、保険の経営は株式会社か、相互会社かに限定し、資本金三千万円以上で大蔵大臣の免許を必要とした等、當時既に設立していた東京海上保険、明治生命、帝国生命、日本生命等の純然たる資本主義的な保険会社を擁護するだけで、同年に公布された「産業組合法」には保険、または共済は絶対に認められなかつた。

組合共済獲得闘争のあと

組合保険でもつとも古いのは、一八七三年（明治六年）に出たイギリス卸売組合が保険事業を併設して組合員の資金を集めた。

大正十三年に組合保険決議

しかし、わが国の保険契約の約四〇パーセントが農民でありますから、ばく大な金額となる保険料のすべてが商工企業に投下されていました。従つて農村から吸い上げられたこれらの資金を農業実施こそ、組合運動者が持っていた切ない悲願であった。

産業組合法が発足して二十四年後の大正十三年（一九二四年）四月に開催の全国産業組合大会は「産業組合による生命保険および火災保険経営」の要望決議案を決議し、政府に対して再三にわたって猛運動を行つた。

この運動は産組運動として保険経営を取り上げた最初のもので、運動に火を点じたのは米沢市出身で、産組運動の草分け、元東京農大学長、佐藤寛次氏がドイツ協同組合の保険事業の実際を見聞して帰国、わが国にも組合共済の必要であることを各方面に吹きこんだからで、その後も共済事業実現の運動が執拗に繰り返えされたが、法律的な制約が解かれず、前途は實に暗たんたるものであったが、時が流れ、昭和十五年（一九四〇年）を迎えた。

この年、新春早々に産業組合中央会（会頭有馬頼寧伯）が三保険会社買収に乗り出したのである。事の起りは組合保険の熱心な提唱者、賀川豊彦氏（注一昭和三十五年四月二十三日死去）が知人から阿部信行大将内閣の拓務大臣であった金光庸夫氏が持っている大正生命、日本教育生命、新日本海上火災の三保険

会社を内々に手離すことになつていることを教えられたので、賀川氏は早速、この話しひを有馬会頭に伝え、中央会で三社を一括買収して、産業組合年来の宿望を達成するよう説得した。

有馬会頭はこの話を副会頭の佐藤寛次氏らに伝え、各県の信連会長の大賛成を得て、買収計画を進め、十五年一月はじめ、才一回準備委員会を開き、委員長有馬会頭、委員に千石興太郎、佐藤寛次氏ら十余名の顔を揃え、三保険会社買収後の経営体として「全国産業組合共済会」を設立すること等を決定した。

この三社の買収計画は極めて秘密にし、他からの妨害を警戒し、転々としてアシジトを変えて商談を進めた。今日は買収本部を帝国ホテルに、翌日は山王ホテルと居を移し、一月二十九日には三社買収額七百万円の買収契約が成立して、即日、内金の二百萬円を金光氏に手渡しすることに成功した。

この二百萬円の調達先は、家の光三十万円、中央会役員五万円、東京、愛知等の八信連が各二十万円を拠出し合つたもので、産組の保険事業進出は十中、八、九成功したと喜んだのであったが、二月九日の才七五回帝国議会、衆議院予算総会で民政党の松村謙三代議士の口から保険会社買収計画の事実がさらけ出され、米内光政内閣に対する痛烈な攻撃となつてしまつた。

松村代議士のこの質問演説は貴、衆両院を大混乱におどしれ、政友、民政両党とも調査委員を設けて真相調査に乗り出し、各新聞は一斉にこの問題を書きまくる、議員の質問は何回もむし返えされる等、産業組合の監督官庁農林省を窮地に追い

こんでしまった。

た。

当時の産業組合は昭和七年から開始した才一次産業組合拡充五ヶ年計画、十二年からの才二次三ヶ年計画は農業恐慌による

農家の経済更生に成功し、米穀商、肥料商等の商業資本の農村進出を閉め出したが、かえってあらゆる業者の反産運動を結集させることになり、虎視眈々として産業組合攻撃と農林省をはじめ機会をねらっていた際だけに、すべての保険会社を結集した猛烈な産業組合攻撃が議会の内外に展開され、この議会で由々しい政治問題となってしまったのに対して、産業組合側でも二月二十三日に全国産業組合代表者会議を開いて、役職員共済会の設立と保険会社買収の二つを再決議する等、外部の妨害に逆攻勢に出て、いよいよ闘争心をあふつた。

産組の買収に禁止の命令

このような吹き荒れる「産組保険」の嵐の中での、米内閣はこの問題で二回も閣議を開いて、協議した結果、二月二十七日になって、島田俊雄農林大臣名で、産業組合の保険会社買収禁止の命令が下され、荷見農林次官名で同日夕刻、有馬中央会々頭に届けられた。

折角、到来した産業組合の保険經營の計画も、このような経過で産組の敗退となってしまった。しかし有馬会頭らはこの計画を絶対に放棄せず、飽迄も実現にまい進する固い決意を見せて、三月一日に全国産業組合諸機関合同協議会を開き、三月末日までに基金一千万円を達成することを申し合せて氣勢をあげ

共榮火災買収に成功

翌、昭和十六年になると、藤山敬一郎氏の有隣生命保険会社と中央会との間に経営提携の話しを進行中、有隣生命は突然、明治生命に身売りしたために、再び計画は挫折してしまったが、同年秋にはアメリカとの外交交渉が緊迫、東條政府の開戦準備が大車輪で進められ、戦時經濟編成の一つとして弱小保険会社の整理統合に着手したことを知った産業組合中央会では保険業界進出の好機として、千石会頭らは東京海上火災保険会社長鈴木祥枝氏に極秘裡に協力方を相談した。

産業組合中央会では前回の三保険会社買収の失敗に懲りて、生命保険經營をさけて、損害保険進出に方針を変えて、その上、産組中央会自体が株式を取得することをやめ全国の産組関係者個人名義で買収する火災保険会社の株式の過半数を買い取って経営支配権を握る方式を探る等慎重な計画を樹てた。

この計画は成功して、東京海上火災の傘下にあった大東火災海上と、大福火災海上の二保険会社を同時に買収、農林、大蔵両省の諒解も得たので、昭和十七年四月、両社合併とともに、新会社の名称を「共榮火災保険株式会社」と改め、取締役会長に産組中央会副会頭徳川義親、社長に理事の井川忠雄氏が就任する等、役員の過半数を産業組合で占め、さらに新保険会社の本社を産組中央会館に移した。

産業組合は保険進出の念願を、この共榮火災保険会社經營で

初めて果したわけで、産組陣は举ぞつて同社発展に熱情を注いで、協力したので、同社の業績は急速に伸びて農村では他の火災保険会社の追従を許さない絶対地盤を築いた。

共榮火災は終戦後、株式会社から協同組合保険に組織がえをしようとしたが成らず、翌二十一年四月、相互会社組織となり次いで二十六年一月に全国共済農業協同組合連合会が発足すると同時に、全共連に全面的協力の方針を明らかにしたのであった。

組合共済に光明

昭和二十年八月、太平洋戦争が終つて、新しい日本が回り始めたとき、幣原内閣は金融制度調査会を設け、その委員の一人に賀川豊彦氏が加わった。賀川氏は熱心な組合保険の主唱者であり、氏の熱誠に動かされた調査会は二十一年三月三十一日、「保険業法にもとづき大蔵大臣の監督のもとに株式会社および相互会社の外、保険組合による保険事業の經營を認むる可とする。」との答申を政府に行つた。政府はこの答申に従つて、保険業法改正専門委員会を設けて改正議案をまとめた。

これを立案した幣原内閣は間もなく退陣し、才一次吉田茂、片山哲、芦田均、才二次吉田内閣と、日まぐるしく政変が続きその度に引き継がれた保険業法改正委員会は懸案の組合保険を審議したが、一時鳴りをひそめていた保険業界は再び動き初め、さかんに組合保険の実現を妨害し出し、またまた組合保険は雲散霧消してしまった形勢となつた。

このような逆賄しがたい情勢の中にあって、二十二年（一九四七年）十一月十九日、農業協同組合法が公布され、組合事業の中に「共済事業」が認められ、翌二十三年七月には早くも農協法によつた最初の共済農業協同組合連合会が北海道に出現したため、保険業界をひどく刺激し、業界をあげて組合共済攪乱の手に出た。

保険業界の妨害工作に対抗した当時の全国指導農協連合会（全国中央会の前身）は二十五年五月、共済事業を強硬に推進する「農協共済事業研究協議会」を設け、北海道にならつて共済事業を全府県に実施させるために、全国共済農業協同組合連合会設立を計画、その年十二月には全共連の設立認可申請を農林大臣に提出したが、こんどは組合共済に反対する新手として昭和二十二年十二月に公布の農業災害補償法（農災法）によつて設立した農業共済団体が、農林当局に向けて強力な全共連設立認可を止運動を行い、妨害工作とともに、二十四年の国会で農災法改正案を議員提出し、新しく建物等の任意共済の規定を農災法に挿入することが出来たのであった。

農災法の一部改正で建物共済事業を開始して、氣おい立つた農災団体では、建物共済の全国普及運動に乗り出し、全国の農災組合、連合会を動員して、着々と募集成績をおさめて、すつかり既成事実を固めて、農林省に提出された全共連の設立認可妨害工作に転じたのである。

その理由は全共連が行おうとする建物共済は農災団体が行つてゐるそれと競合するもので、この種の連合会の設立は認める

べきものではないと云うのであつたが、G・H・Q の裁断が農協に組し、全共連は二十六年一月三十一日付で漸く設立の認可を得たのである。

設立認可を鬱いとつた全共連では全共連の府県事務所を指導連、指導協会、あるいは信連、経済連等に開設して、事業の推進に努力、農協建物火災共済、農協役職員団体共済事業のほかに、農災団体が実施出来ない生命共済を二十七年から開始したので、にわかに農協共済事業が伸び出したのである。

山形県農協指導協会が全共連の声に応じて全共連山形県事務所を開設し、共済事業を単協に推進しはじめたのは、それから一年後の二十八年秋のことである。

農協の共済事業は、も早や、なん人も否定出来ない既成事実となつて、全国の農協に大きく推進、普及されたので、それを裏打ちする法的な措置を農協法の改正に求める動きが当然のように激しくなつて來た。さきに建物共済で、農災団体と激しく衝突、もみ合つた農協共済は、この農協改正では、さらに力の大きい生命保険会社と、それをバックにする諸団体、政党、官府方面からの圧迫をうけた。そのため改正案は政府提出をやめて、議員提出と変り、昭和二十八年春の才十五国会末期に、改進党所属の金子与重郎代議士(群馬県選出)の手で試みられ、才二回目は同年夏の才十六国会であつたが再びダメとなつた。

保険協会が妨害

二十九年四月になると、自由党から農協、農委両法の改正案

- 提出が持ち出されたが、大衝撃をうけた生命保険協会では最後の阻止運動を初め、五月十九日、生命保険協会理事会長矢野一郎氏の名で次のような要旨の意見書が各方面にバラまかれた。
- (1) 生命保険事業は国営の生命保険と保険業法にもとづく民間生命保険事業で充分であり、さらに組合の共済制度の名で保険事業の拡充を計らねばならないなどの必要性はない。
 - (2) 農協の保険事業が出来ることを強いて立法化される場合は、(1) 保険整理にもとづいた合理的なものであること
 - (3) 官民各種の保険機関全般を通じて公平な監督規定が必要であること
 - (4) 不当募集の取締規定
 - (5) 保険事業の監督行政機関の一元化
 - (a) 免税特典を民間の保険事業にも与えるべきこと
- この保険協会の阻止も、国会内外の大勢を変えることが出来ず、農協法改正案は五月二十二日衆議院を通過した。参議院では別な意見を持ち、参議院で可決した法案に修正を加え、再び衆議院に戻して來たが、六月九日に衆議院に再上程された改正法案に対して、衆議院は参議院の修正を否決して、さきに可決した通りの衆議院原案そのままで成立させてしまい、六月十五日「農業協同組合法の一部を改正する法律」(昭和二十九年法律才一八四号)として公布された。この改正は農業協同組合法が制定されてから才七回目のものだが、産業組合法制定の当時から闘い続けて來た組合の共済事業を遂にこの法律でかく得し今後の農協に大きな光明をもたらしたが、この農協法改正に病駆を押して斗つた金子代議士は遂に二十九年十月九日に死去した。

一十九年三月から設立を検討

県指導協会では全共連県事務所を開設した際、役員会は一ヶ月以内に単独連を設立することを附帯条件としたので二十九年三月下旬から開かれた各郡組合長会等で共済連設立の目論見書、事業計画書を作成して研究討議し設立準備にとりかかった。設立発起人会から創立総会までの経過は次のようであった。

設立発起人 (十一名) 楢岡町農業協同組合組合長理事大山不二太郎、東金井村農業協同組合組合長理事細谷庄左工門、本沢村農業協同組合組合長理事横尾健三郎、寒河江才一農業協同組合組合長理事渡辺七兵衛、金山町農業協同組合組合長理事岸丑藏、三沢村農業協同組合組合長理事大友庄蔵、大川村農業協同組合組合長理事江口太郎、長井市農業協同組合組合理事高橋庄吾、余目町農業協同組合長理事遠田善兵衛、鶴岡市農業協同組合組合長理事酒井忠孝、酒田市北部農業協同組合組合長理事富樫広三

発起人会 (昭和二十九年四月十日)

1 発起人代表大山不二太郎

2 設立事務所山形県農業協同組合指導協会 3 設立目論見書 4 事業計画書 収支予算 5 創立費金五拾万円とする 6 創立総会開催

設立準備会 (五月一日) 定款作成委員の選任

本沢村農業組合

長理事横尾健三郎、長井町農協組合長理事高橋庄吾、余目町農協組合長理遠田善兵衛

定款作成委員会 (五月五日) 定款、役員選挙規程、規約について、設立準備会決議の基本事項に基づき原案作成

創立総会

(五月二三日) 1 定款、役員選挙規程、規約承認の件。

2 事業計画承認。3 借入金最高限度決定 (五百万円) 4 系統機関加入 (全国共済連並に県信連に加入)。5 支払準備金、責任準備金及余裕金預入先決定 (山形県信連) 6 監査細則承認。7 役員報酬決定。8 理事、監事選挙
総会を終了して、六月十日農林大臣に設立認可を申請、六月十五日付で山形県共済農業協同組合連合会が認可となつた。
(設立登記は昭和二十九年七月十五日)

役員及び役職員数

| 年 親 | 会 員 | 役 員 | 職 員 | 備 考 |
|-------------------|-----|-----|-----|--------------------------|
| 才 1 年度 (29年度末) | 216 | 14 | 7 | |
| 才 2 年度 (30年度末) | 225 | 14 | 15 | |
| 才 3 年度 (31年度末) | 228 | 14 | 24 | {32.5.19草刈参事辞任し、伊藤式郎参事就任 |
| 才 4 年度 (32年度末) | 232 | 13 | 29 | |
| 才 5 年度 (33年度末) | 233 | 14 | 39 | |
| 才 6 年度 (34年度末) | 234 | 14 | 39 | |

出 資 金

| 年 度 | 出 資 金 |
|------------------|------------|
| 1 年 度 (29年度末) | 2,000,000 |
| 2 年 度 (30年度末) | 2,070,000 |
| 3 年 度 (31年度末) | 2,065,000 |
| 4 年 度 (32年度末) | 20,180,000 |
| 5 年 度 (33年度末) | 22,890,000 |
| 6 年 度 (34年度末) | 32,485,000 |

一口 5,000

一口 10,000

財產目錄

(单位円)

役員の移動

| 区分 年度 | 資 产 | 負 債 | 差引純財産 |
|-----------------|---------------|---------------|------------|
| 第1年度 (29年度末) | 79,746,651 | 77,462,829 | 2,283,822 |
| 第2年度 (30年度末) | 194,163,519 | 191,545,711 | 2,613,808 |
| 第3年度 (31年度末) | 375,794,105 | 372,858,513 | 2,935,592 |
| 第4年度 (32年度末) | 730,326,730 | 706,616,532 | 23,710,198 |
| 第5年度 (33年度末) | 1,183,099,507 | 1,155,286,503 | 27,813,004 |
| 第6年度 (34年度末) | 1,753,254,535 | 1,713,150,223 | 40,104,312 |

機構・主要人事

| | | | | |
|-----------|-------------------|----------------|------|---------|
| 同 | 理事 | 長副同會 | 理事會長 | (創立當三時) |
| 遠 | 伊藤物治郎 (北平田善兵衛) | 大山不二太郎 (橋岡) | | |
| 田 | 伊藤物治郎 | 大山不二太郎 | | (總回通常) |
| (余目) | 榎本芳太郎 | | | |
| 佐 | 伊藤物治郎 (斎藤金治) | 大山不二太郎 | | (總回通常九) |
| (鶴岡長之助大泉) | | | | |
| 平 | 伊藤物治郎 (斎藤金治) | 大山不二太郎 | | (總回通常九) |
| (鶴岡広吉上郷) | | | | |

| | | 業務部長 | | 経理課長 | |
|----|-------------------|--|--|--------------------------------------|--------------------------------------|
| | | 企画推進課長 （三・五・六普及課ととなる） | 企画推進課長 （三・五・六普及課ととなる） | 生命共済課長 建物更生共済課長 | 生命共済課長 建物更生共済課長 |
| | | 団体火災共済課長 団体建物更生共済課長 | 団体火災共済課長 団体建物更生共済課長 | 団体火災共済課長 団体建物更生共済課長 | 団体火災共済課長 団体建物更生共済課長 |
| | | 共課を廃し、建物更生共課となる | 共課を廃し、建物更生共課となる | 共課を廃し、建物更生共課となる | 共課を廃し、建物更生共課となる |
| | 支所長 | 東南村山支所長 北村山支所長 西村山支所長 北村山支所長 支所長 | 東南村山支所長 北村山支所長 西村山支所長 北村山支所長 支所長 | 田川支所長 支所長 | 田川支所長 支所長 |
| る。 | 事務所と改め | 田中啓次郎 田中啓次郎 田中啓次郎 田中啓次郎 田中啓次郎 | 田中啓次郎 田中啓次郎 田中啓次郎 田中啓次郎 田中啓次郎 | 喜早隆夫 喜早隆夫 喜早隆夫 喜早隆夫 喜早隆夫 | 喜早隆夫 喜早隆夫 喜早隆夫 喜早隆夫 喜早隆夫 |
| る。 | 地区駐在所を死、喜早課長 | 瀬川一哉 瀬川一哉 瀬川一哉 瀬川一哉 瀬川一哉 | 大井佐木利 大井佐木利 大井佐木利 大井佐木利 大井佐木利 | 柴田小関 柴田小関 柴田小関 柴田小関 柴田小関 | 柴田小関 柴田小関 柴田小関 柴田小関 柴田小関 |
| | 事務所と改めが企画推進係長となる。 | 北山利三（置賜事務所長） 北山利三（置賜事務所長） 北山利三（置賜事務所長） 北山利三（置賜事務所長） 北山利三（置賜事務所長） | 伊豆倉吉 伊豆倉吉 伊豆倉吉 伊豆倉吉 伊豆倉吉 | 大井喜一 大井喜一 大井喜一 大井喜一 大井喜一 | 大井喜一 大井喜一 大井喜一 大井喜一 大井喜一 |
| | 地区駐在所を死、喜早課長 | 三三・九・二〇 三三・九・二〇 三三・九・二〇 三三・九・二〇 三三・九・二〇 | 小野喜一 小野喜一 小野喜一 小野喜一 小野喜一 | 喜一喜一喜一喜一喜一 | 喜一喜一喜一喜一喜一 |
| | | 成沢弥進男 成沢弥進男 成沢弥進男 成沢弥進男 成沢弥進男 | 成沢弥進男 成沢弥進男 成沢弥進男 成沢弥進男 成沢弥進男 | 同 同 同 同 同 | 同 同 同 同 同 |
| | | 小野弘 小野弘 小野弘 小野弘 小野弘 | 小野弘 小野弘 小野弘 小野弘 小野弘 | 北山利三 北山利三 北山利三 北山利三 北山利三 | 北山利三 北山利三 北山利三 北山利三 北山利三 |
| | | 喜一喜一喜一喜一喜一 | 喜一喜一喜一喜一喜一 | 喜一喜一喜一喜一喜一 | 喜一喜一喜一喜一喜一 |
| | | 厚伊豆倉 厚伊豆倉 厚伊豆倉 厚伊豆倉 厚伊豆倉 | 厚伊豆倉 厚伊豆倉 厚伊豆倉 厚伊豆倉 厚伊豆倉 | 喜一喜一喜一喜一喜一 | 喜一喜一喜一喜一喜一 |
| | | 小野弘 小野弘 小野弘 小野弘 小野弘 | 小野弘 小野弘 小野弘 小野弘 小野弘 | 北山利三 北山利三 北山利三 北山利三 北山利三 | 北山利三 北山利三 北山利三 北山利三 北山利三 |
| | | 喜一喜一喜一喜一喜一 | 喜一喜一喜一喜一喜一 | 喜一喜一喜一喜一喜一 | 喜一喜一喜一喜一喜一 |
| | | 同 同 同 同 同 | 同 同 同 同 同 | 同 同 同 同 同 | 同 同 同 同 同 |

県共済連の名トリオ

伊藤參事を中心

県共連が設立されて約三年間は草刈中央会参考事が県共連参考事をも兼ねていたが昭和三十二年五月十九日に業務部長伊藤式郎氏が参考事となつた。



県共済連参事伊藤式郎氏

県農務課勤務の農林技手を経て昭和十九年九月に地方技師となつたが、戦後の二十二年七月には肥料配給の政府機関、肥料公団山形県支所長に転身した。そのころ農業会に代つて農業協同組合が生れ、肥料は全部氏が指揮して組合に配給していくが、肥料事情の好転で次第に統制が失くなり、二十六年九月、公団廃止で山形県支所を氏の手で閉鎖してしまつたのであつた。

氏は支所の後始末をつけた後、二十八年九月一日、共済事業専任職員として県農協指導協会に移った。氏が入った指導協会は全共連山形県事務所を設けて共済事業を開始してから一ヶ月



総務部長 菊地吉三郎氏



連絡長 小野 弘氏

後のことであつたが、草刈参事、小野、成沢主事等とともに氏独特的の猛活動を開始し、僅か半年の間に山形事務所の生命共済契約高は二十八年度の全国最優秀成績をおさめ、全国共済連から表彰されるという幸先のいいスタートを切つた。

二十九年五月、県中央会から離れて県共連が発足すると業務部長になり、三十二年五月十九日には草刈氏に代つて参事に就任、小野総務部長と肩を組んで実務のすべてを掌握、またたく間に搖ぎない共済運をつくり上げたのである。

小野氏は福島高商を出て一時は火災保険会社で保険業務を実地に手掛けたこともあるこの道の先輩で、保険会社から県庁に変り、戦争中は経理中尉として軍務に服している中、終戦となり、進駐軍の通訳をつとめ置賜指導協会参事菅野一雄氏の手で置賜指導協会に入ったが、後に県指導協会に転じ、協会が共済事業に着手した当初の立案はことごとく氏の手にかかったものであった。三十三年

績を上げているが、何といつてもその根源となつてゐるものは剛腹、親分肌な伊藤参事の存在である。

農災との抗争つづく

農協の共済事業に対する農業災害補償法による農業共済団体の妨害、圧迫は昭和二十五年十二月に、全国共済農業協同組合連合会が設立認可を申請した際、建物共済事業を行つてゐる既成事実を提げて、全協連の設立を阻止したことは未だ耳新しいものだが、この建物共済をめぐる農協と、農災両者間の競合、確執が表面化し、農協の共済事業が年毎に発展して行くに伴つて、いよいよ激化し、宿命的な抗争を繰り返すことになった。

建物共済は農協の共済事業であるが、農災でも農災法の一部を改正してまで実施してるので、両団体がこの建物共済事業に秘策を傾け、農民かく得に競争するのは当然で、各府県の農業共済組合連合会と共済農業協同組合連合会との間に激突、両者間の事業調整が全国的に問題となつた結果、昭和三十年十一月二十五日付で農林大臣通達が出て、各県知事に調整を一任して來た。

農林大臣はこの調停通達の中で「両者の間に無用の摩擦を生むことは望ましくないので、県知事は両団体が建物共済の種類を速かに調整するようあつせん、指導を行い、特に調整の結果を両団体が尊重するよう指導し、知事の具体的な意見を附して農林大臣に申請すること」と指令した安孫子知事は、同じ屋根の下に住んで角突き合つてゐる県共済農業協同組合連合会（略

称県共連)(会長大山不二太郎氏)と県農業共済組合連合会(略称農済連)(会長八嶋孝吉氏)との仲介役を引きうけ、両団体間の話し合いを再三行つたので、結局、両方の理事代表間の話合によつて、安孫子知事の裁定にまかせることで妥協し、休戦を誓つたのであつた。

そこで県としては両団体の互議を前提にしていろいろな事情を考慮した結果、次のように裁定し、次いで、大山県共連、八嶋農済連両会長の間に「協定書」が取り交された。

安孫子知事の裁定書に従い

両連合会長が協定書交換

昭和三十一年七月一日（農政才一〇一號）

山形県知事 安孫子 藤吉

山形県共済農業協同組合連合会会長宛

建物共済事業に関する裁定について

建物共済事業については和三十一年十一月二十五日付農林大臣通達三
十農経第四、七九九号「農業協同組合および同連合会ならびに農業共
済組合および同連合会の行う建物共済事業について」の通牒にもとづく

いて、その事業の健全なる発展を図り、以て農民の利益を確保するため、事業実施主体の決定について、県共済農業協同組合連合会と、県

農業共済組合連合会との間において、慎重協議を続けて来たが、七月三日両連合会より選任せる委員の協議会において、これが公平、妥当なる裁定方について両団体より県に一任せられたので、県は大臣通達

建物共済に関する協定書

- の趣旨に則り、両者の基本的性格と事業の実施現況、ならびに農民の福利増進等を考慮の上、裁定書の如く裁定する。

よつて両団体は本裁定の趣旨により相協力して今後の事業發展のため努力されたい。

建物共済に関する裁定書

一、農業共済組合および農業共済組合連合会は短期共済および定期預金共済を行い、建物更新共済は行わないものとする。

二、農業協同組合および共済農業協同組合連合会は建物更生共済を行ない、建物短期火災共済は行わないものとする。

但し農業協同組合および同連合会が所有し、または管理する建物に限り、短期火災共済を行うことができる。

三、農業協同組合、共済農業組合連合会および農業共済組合、農業共済組合連合会は相互に既得加入実績を尊重し、農家に対して無益な競合を行わぬよう敵に留意すること。

四、右建物共済事業実施上必要な事項について両団体において協定を締結すること。

建物共済に関する協定書

一、農業共済組合および農業共済組合連合会は短期共済および定期預金共済を行い、建物更新共済は行わないものとする。

二、農業協同組合および共済農業協同組合連合会は建物更生共済を行ない、建物短期火災共済は行わないものとする。

但し農業協同組合および同連合会が所有し、また管理する建物に限り短期火災共済を行うことができる。

三、農業協同組合、共済農業協同組合連合会および農業共済組合、農業共済組合連合会は相互に既得加入実績を尊重し、農家に対して無益な競合を行わぬよう敵に留意すること。

右のとおり協定する。

協定したる証として双方捺印の上各一通を保管し、一通を山形県が保管するものとする。

昭和三十一年七月十一日

山形県共済農業協同組合連合会

会長理事 大山不二太郎

山形県農業共済組合連合会

会長理事 八嶋孝吉

この裁定の趣旨は、建物共済事業はその性格上、短期共済と長期共済と分け、短期共済に属するものは農協が行う農家建物火災共済、団体建物火災共済、共済組合が行う短期共済、定期預金共済であり、また、長期共済に属するものは農協が行う建物更生共済と共済組合が行う建物更新共済である。

短期共済事業は純粹に保険事業的性格を持つてゐるものであ

り、共済組合に一元化することにするが、農協側も自己が所

有、管理する建物については自家保険を行うことが適当であり、またその実績もあるから、農協建物については特に団体建

物火災共済を実施されることにしたのである。

長期共済事業は保険的性格とともに貯蓄的性格を持つもので

あるが、「建物更新共済」は掛金に対して災害の場合の共済金受取り高は多いが、満期の場合、受取る共済金が建物の減価額に限られており、また、共済期間も二年に限られていて、「建物更生共済」が満期になつて受取る共済金が建物の時価を対象にし、三十年の共済期間を持つてゐると較べると貯蓄的性格は

制約をうけることになり、長期共済事業は農協に一元化するこ

とにした等、短期共済事業は共済組合、長期共済事業は農協に一元化することを原則として、事業調整を行つたものであり、県農済、県共連両団体が共に、お互に相手方の事業領域と事業実績を尊重し、これを侵害、攪乱することのないように協定したものであった。

しかし、この紳士協定も良識と善意とで履行されたのは僅かに二年間で、昭和三十三年十月になると、農済連の手でこの協定が一方的に棄てられ、県共連の伸張して行く建物共済に刺激された県農済連では、農協が行つてゐる長期の「建物更生共済」と同じ「建物積立定期預金共済」というものを実施し出したのである。

正に才第二次建物共済戦のぼつ発で、挑戦したものは県農業共済連であった。

農業の打出した建物共済

農業共済側が打ち出した「建物積立定期預金共済」は既に農協が実施してゐた建物更生共済と同じ仕組であるが、県農業共済連、単位農業共済組合が県下の農家、部落総代、共済連絡員、同評議員、各地区会長らに届きかけた宣伝文書によると

“貯蓄をし、農家経済の充実を計りながら建物共済に加入して行く仕組”

“農協で実施している建物更生共済の補償ならびに掛け金は十
万円に対して一ヶ年八、六〇〇円、農災のは七、七〇〇円”
“農災の適用は火災だけでなく、風水害、雪害、その他の不

可抗力の災害全部

等をなれば、その上金融機関として、当の相手側である農協を指定した。

実施に当つては農協に事前に一言の相談もなく、諒解を得たわけではなく、さきの県知事裁定と協定を結んだ直後から秘かに研究し出した「貯蓄建物共済」の新手であり、「農家は財産をつくりながら建物が保険にかけられ、その上農協の貯金がふえる」という文句で、突如として登場したのであつた。

県共連は直ちにこれを受けて起つて猛烈に反駁に出た。即ち長期共済の印象を与える農済のこの方式は三十一年七月の県知事裁定によって、短期共済、定期預金共済しか認められない農済連が行うこと自体が違法である。さらに農済側は金融機関として農協側を予定しているが、契約期間中、年六分一厘の金利を保証しなければならない危険度の高いこの仕組は断じて引きうけられぬ、と主張した。

これに対しても農済連では、はつきりした短期共済制度であつて、さきの県知事の裁定に背反する事実は存しない、要はこの制度で農協の実施している「建物更生共済」が打撃を受けることにある、と反論して譲らず、又々深刻な対立状態を展開、農家の間にも激しい論争となり、両者の立会演説会や、予約解消、くら替え騒動にまで発展、全農村に大波紋を投げてしまつたのである。

この紛擾に農協側では県共連のために中央会、県信用連が応援、一齊に農済連の行為を非難し、三十三年十二月十二日、大

山県共連会長は安孫子知事に対しても「農済団体の行つてゐる建物積立定期預金共済について」と題する文書を提出、農済の行為を難詰、県当局の善処を強く要請した文書の中で、――このため、農民の間に大きな混乱を惹起し、そのまま放置すれば、不側の事態も発生する恐れあることが察知されましたので、――云々と述べ、これには県当局も今更、事態の重大なのに少からず狼狽した。

県ではこの問題解決に、主として相坂農林部長が当り、三十一年当時の調整同様、両者代表を県庁に招き、双方の主張を聴取した上、翌、三十四年一月二十二日になって、県知事改選に立候補のため辞職した安孫子知事に代り知事職務代理者の華山副知事から大山県共連会長宛てて「建物共済事業について」と、さきの善処方要請文書に対する回答を出す一方、八嶋県農業共済連会長には「建物共済事業実施方法について」と題する警告を発し、その実施方法が遺憾であることを指摘し、農民をまどわす農済側の態度を強く戒めて、県の裁定は明らかに県農済連の不当行為であることを認めたのであつた。

知事裁定の尊重を通告

昭和三十四年一月二十二日

山形県農業共済組合連合会
山形県知事職務代理者

山形県副知事 華山親義

山形県農業共済組合連合会
会長理事 八嶋孝吉殿

建物共済事業実施方法について

のため更に一段の精進を期せられたい。
右通達する。

なお、左記オ三項以下についてはその処理てん末を二月末日までに
報告せられたい。

記

建物共済事業については昭和三十年十一月二十五日付をもつて農林大臣通達があり、さらにこの通達に基いて昭和三十一年七月十一日建物共済に関する知事裁定を行つたことは御承知のとおりである。

昨春来、農業共済組合において「建物積立定期預金共済」等の名称をもつて事業が推進されていることについて、県共済農業協同組合連合会より善処方希望があつたので、その実態を調査したところ、その内容は農業共済組合の行う建物短期共済と金融機関に対する定期預金が併進されているものであつて、その意味では前記の大通達及び知事裁定で認められている事業以外の新制度乃至は新しい事業とは認められない。

しかるに、貴会及び一部農業共済組合において頒布している諸印刷物等には、あたかも新制度であるか如き種々の名称を附し、又は文辞を用い、殊に制度の内容において相互に全く関連のない建物短期共済と定期預金とを不離不可分の一體であるかの如く表示し、建物更生共済と種々の点において比較表示を行い、事業推進の具に供している。

かような事業推進方法は農民の判断を誤まらせ無益の混乱を招くもので適正を欠くというべきであり、知事裁定オ三項、及び両団体の協定書並びに前記農林大臣通達オ四及びオ五に抵触するおそれあり甚だ遺憾とするところである。

よつて貴会は直ちに左記各項につき是正措置を講じ、かつ管下農業共済組合を指導するとともに、今後における事業運営については、知事裁定を尊重し、同一の農民を基盤とする他の農業団体との連絡協調について厳に留意し、建物共済事業の健全なる発展と農民の福利増進

一 建物短期共済と定期預金とは関連のない制度であるからそれぞれ別個に取扱うこと。

二 建物共済の名称については建物短期共済、建物定期預金共済及び団体建物共済以外の名称は使用しないこと。

三 昭和三十三年十一月二十一日付山農共連発オ三六八号により会長名文書をもつて通知した「建物積立共済方式の事務取扱」は廃止の手続をとること。

四 昭和三十三年十月四日付をもつて印刷した「建物共済保険証券」は使用しないこともし既に使用したものがある場合にはこれを回収し、これと引替えに新たに農業共済組合は建物短期共済証券を交付し、定期預金については当該金融機関の発行する定期預金証書に書き換え交付されるよう当該金融機関に連絡の上措置すること。

五 仮称「建物積立定期預金共済」等の推進に使用せる「チラシ」等は回収すること。

六 上山市農業共済組合の建物定期預金共済約款オ四条但し書は削除せしめること。
さらに他の農業共済組合についても同様の規定案ある場合は前項と同一の措置を講ぜしむること

年 度 別 新 契 約 高

昭和 34. 3. 1 現 在

(単位千円)

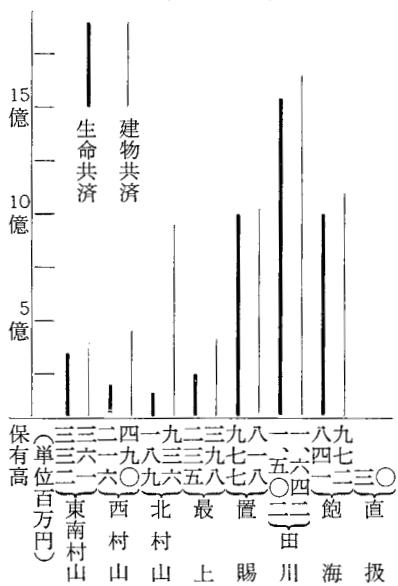
事 業 実 績 表

| 年 度 区 分 | 種類 件数 金額 | 共 濟 生 命 | | 建 物 更 生 共 濟 | | 団 体 建 物 火 灾 共 濟 | | 退 職 金 準 備 共 濟 | |
|------------------|----------------|-----------|--------|-------------|-------|-----------------|-----------|------------------|-----|
| | | 件 数 | 金 領 | 件 数 | 金 領 | 件 数 | 金 領 | 件 数 | 金 領 |
| 28 年 度 | 6,740 | 563,290 | — | — | — | 259 | 632,690 | — | — |
| 29 年 度 | 9,435 | 780,205 | — | — | — | 615 | 1,464,583 | — | — |
| 30 年 度 | 12,090 | 1,129,890 | — | — | — | 679 | 1,722,720 | — | — |
| 31 年 度 | 6,011 | 644,420 | 7,881 | 1,598,920 | 791 | 1,827,649 | — | — | — |
| 32 年 度 | 11,502 | 1,310,370 | 17,876 | 4,052,480 | 885 | 1,512,258 | 7 | 269,538 | 0 |
| 33 年 度 | 7,224 | 867,880 | 6,601 | 1,514,150 | 1,063 | 1,608,845 | | | |
| 合 計 | 53,002 | 5,296,055 | 32,358 | 7,165,550 | 4,292 | 8,768,743 | | | |

(注) 建物更生共済は31年度より実施

長期共済契約地区保有高

昭和33年 3月31日現在



長期共済保有高 (年度別)

(単位: 万円)

| 年 度 区 分 | 生 命 共 濟 | | 建 物 更 生 共 濟 | |
|------------------|---------|---------|-------------|-----------|
| | 件 数 | 共 濟 金 領 | 件 数 | 共 濟 金 領 |
| 28 年 度 | 6,732 | 56,184 | | |
| 29 年 度 | 16,081 | 133,443 | | |
| 30 年 度 | 27,905 | 244,037 | | |
| 31 年 度 | 33,326 | 303,310 | 7,879 | 159,832 |
| 32 年 度 | 44,431 | 429,938 | 25,637 | 562,085 |
| 33 年 度 | 49,925 | 502,184 | 31,351 | 694,173 |
| 34 年 度 | 57,222 | 608,251 | 45,020 | 1,137,157 |

長 期 共 濟 契 約 状 況

昭 和 35 年 3 月 31 日 現 在

| 区分 種別 | 生命共済 | | 建物更生共済 | | 計 | |
|--------------|---------|------------|-----------|-----------|-----------|-------------|
| | 件数 | 共済金額 | 件数 | 共済金額 | 件数 | 共済額額 |
| 期首保有高 | 49,925 | 502,184 | 31,351 | 694,173 | 81,276 | 1,196,357 |
| 新契約高 | 8,550 | 116,317 | 14,197 | 454,784 | 22,747 | 571,101 |
| 死 亡 | 332 | 3,482 | | | 332 | 3,482 |
| 火 災 | | | (3) 26 | 805 | (3) 26 | 805 |
| 天 災 解 除 | | | (1) | 10 | (1) | 10 |
| 満 期 | 679 | 3,386.5 | | | 679 | 3,386.5 |
| 失 効 | 1,129 | 11,769 | 1,234 | 26,045 | 2,363 | 37,814 |
| 解 除 | 119 | 1,214 | 68 | 1,640 | 187 | 2,854 |
| 減 (失効中解除) | (46) | (476) | (46) | (715) | (92) | (1,191) |
| | (177) | (1,557) | (53) | (895) | (230) | (2,452) |
| 少 告 反 解 除 | 12 | 129 | | | 12 | 129 |
| 一年以内の自殺 | 2 | 40 | | | 2 | 40 |
| 減 額 | (9) | 165 | (12) | 255 | (21) | 420 |
| 無 効 | 5 | 80 | 8 | 250 | 13 | 330 |
| 年 令 訂 正 | (6) | (65) | | | (6) | (65) |
| 補 正 | | | (7) | 200 | (7) | 200 |
| 小 計 | 2,278 | 20,265.5 | 1,336 | 29,205 | 3,614 | 49,470.5 |
| 期 間 短 縮 | (11) | (115) | (17) | (320) | (28) | (435) |
| 復 活 | 1,024 | 10,006 | 808 | 17,335 | 1,832 | 27,341 |
| 増 年 令 訂 正 | (8) | (56) | | | (8) | (56) |
| 加 補 正 | | | (3) | 70 | (3) | 70 |
| 県 外 承 継 | 1 | 10 | | | 1 | 10 |
| 小 計 | 1,025 | 10,016 | 808 | 17,405 | 1,833 | 27,421 |
| 異 動 計 | △ 1,253 | △ 10,249.5 | △ 528 | △ 11,800 | △ 1,781 | △ 22,049.5 |
| 期 末 保 有 高 | 57,222 | 608,251.5 | 45,020 | 1,137,157 | 102,242 | 1,745,408.5 |

(註) 1. 純増加は契約件数 20,966件 共済金額 54億9,051.5万円

2. 保有高に影響のない異動は()内とした。

3. 異動項目中火災件数の()内は一部罹災とする。

共済優秀組合表彰

毎年の総会の席上で挙行

県共連では毎年の総会で農協共済優績組合等を表彰して来ているが、昭和三十五年十九日開催の才六回通常総会で表彰された農協共済事業優績組合等は次の通りである。

(一) 県共連表彰

。新契約優績農協（三十四年度新契約高）（単位万円）

① 特別表彰 平田村南平田組合（一四、六六五）ほか八組合

② 普通表彰 真室川組合（八、九三五）ほか五六組合

。保有契約（三十四年度末保有高）（単位万円）

① 保有一億表彰 酒田市組合（一九、一四五）ほか二七組合

② 保有二億表彰 村山市橋岡組合（二五、〇〇九）ほか九組合

。優績個人および団体表彰（挙績額、単位万円）

① 個人表彰 県共連田中啓次郎（一〇二、〇〇〇）ほか四五名

。高額契約者表彰
田川組合 榎本芳太郎（一八件、五三〇万円）
村山市橋岡組合 大山不二太郎（九件、三九五万円）
安楽城組合 佐藤藤九郎（八件、三一〇万円）

(二) 全共連表彰

。新契約表彰

① 特別表彰（単位万円、三十四年度新契約高）

平田村南平田組合（一四、六六五）、酒田市組合（一三、六二七）、立川町組合（一二、七二〇）、金山町組合（一二、六一五）、広野組合（一二、三三〇）、長崎組合（一二、〇五〇）、大和組合（一一、七〇〇）、中郡組合（一〇、〇九五）、山辺町組合（一〇、〇八五）

② 普通表彰（同上）

真室川組合（八、九三五）、藤島町東栄組合（八、九二八）、

屋代組合（八、三五五）、豊田（東村山）組合（八、一一〇）

成生、角川、東金井、西根（西村山）、村山市橋岡、十六

合、大塚、米沢市、山形市、明治、西根（置賜）、舟形、

松山町上郷、尾花沢、小田島、上山市西郷、本沢、鮭川、

蚕桑、藤島町、大寺、最上西、寒河江市、余目町、鶴岡

市大泉の二九組合

。保有契約表彰（単位万円）

立川町組合（二八、七五四）、村山市橋岡、藤島町東栄、中郡、金山町、山形市、西郷（田川）、吉島、平田村南平田、酒田市の一〇組合

。推進者個人表彰

県共連 田中啓次郎